



2015

DISCLOSURE

平成26年度アイオー信用金庫の現況

愛をもって応援します！

 アイオー信用金庫



法律で定める開示項目

※()内は、該当ページです。

| | | | |
|-----------------------------------|------------|---|-----------|
| 1. 金庫の概況及び組織に関する事項 | | 4. 金庫の事業の運営に関する事項 | |
| ① 事業の組織 | (p.1) | ① リスク管理の態勢 | (p.15) |
| ② 理事・監事の氏名及び役職名 | (p.1) | ② 法令等の遵守態勢 | (p.14) |
| 2. 金庫の主要な事業の内容 | (p.27~29) | ③ 金融ADR制度への対応 | (p.15) |
| 3. 金庫の主要な事業に関する事項 | | 5. 金庫の直近の3事業年度における財産の状況 | |
| ① 直近の事業年度における事業の概況 | (p.2~3)(*) | ① 貸借対照表／損益計算書／剰余金処分計算書 | (p.2~5) |
| ② 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 | | ② 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | |
| (A) 経営収支 | (p.6) | (A) 破綻先債権 | (p.13) |
| (B) 経常利益又は経常損失 | (p.6) | (B) 延滞債権 | (p.13) |
| (C) 当期純利益又は当期純損失 | (p.6) | (C) 3カ月以上延滞債権 | (p.13) |
| (D) 出資総口数及び出資総額 | (p.6) | (D) 貸出条件緩和債権 | (p.13) |
| (E) 純資産額 | (p.6) | ③ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | |
| (F) 総資産額 | (p.6) | (A) 有価証券 | (p.16) |
| (G) 預金積金残高 | (p.6) | (B) 金銭の信託 | (p.16) |
| (H) 貸出金残高 | (p.6) | (C) 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等) | (該当ありません) |
| (I) 有価証券残高 | (p.6) | ④ 貸倒引当金の期末残高／貸倒引当金の期中の増減額 | (p.12) |
| (J) 単体自己資本比率 | (p.6) | ⑤ 貸出金償却額 | (p.12) |
| (K) 出資に対する配当金 | (p.6) | ⑥ 貸借対照表／損益計算書／ | |
| (L) 職員数 | (p.6) | 剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合はその旨 | (p.3) |
| ③ 直近の3事業年度における事業の状況 | | 6. 金融再生法の開示基準での資産区分 | (p.14) |
| (A) 主要な業務の状況を示す指標 | | 7. 自己資本の充実の状況 | |
| ○ 業務粗利益／業務粗利益率 | (p.6) | 単体における事業年度の開示事項 | |
| ○ 資金運用収支／役員取引等収支／特定取引収支(該当ありません)／ | | (A) 定性的な開示事項 | (p.18~19) |
| その他業務収支 | (p.6) | (B) 自己資本の構成に関する開示事項 | (p.20) |
| ○ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高／利息／利回り／ | | (C) 定量的な開示事項 | (p.21~25) |
| 総資金利鞘 | (p.8) | ※ 連結すべき子会社等は該当ありません。 | |
| ○ 受取利息の増減／支払利息の増減 | (p.8) | | |
| ○ 総資産経常利益率 | (p.8) | | |
| ○ 総資産当期純利益率 | (p.8) | | |
| (B) 預金に関する指標 | | | |
| ○ 流動性預金の平均残高／定期性預金の平均残高／ | | | |
| 譲渡性預金の平均残高(該当ありません)／その他の預金の平均残高 | (p.9) | | |
| ○ 固定金利定期預金の残高／変動金利定期預金の残高／ | | | |
| その他の定期預金の残高 | (p.9) | | |
| (C) 貸出金等に関する指標 | | | |
| ○ 手形貸付の平均残高／証券貸付の平均残高／当座貸越の平均残高／ | | | |
| 割引手形の平均残高 | (p.10) | | |
| ○ 固定金利の貸出残高／変動金利の貸出残高 | (p.10) | | |
| ○ 担保の種類別貸出金残高／担保の種類別債務保証の見返額 | (p.12) | | |
| ○ 使途別貸出金残高 | (p.11) | | |
| ○ 業種別貸出金残高／貸出金の総額に占める割合 | (p.11) | | |
| ○ 特定海外債券残高の国別残高(該当ありません) | | | |
| ○ 預貸率の期末値／預貸率の期中平均値 | (p.9) | | |
| (D) 有価証券に関する指標 | | | |
| ○ 商品有価証券の種類別の平均残高(該当ありません) | | | |
| ○ 有価証券の種類別の残高 | (p.17) | | |
| ○ 預証率の期末値／預証率の期中平均値 | (p.17) | | |
| ○ 有価証券の残存期間別残高 | (p.17) | | |

*の項目は、「2015 DISCLOSURE 事業の概況」の該当ページを表記しております。

プロフィール

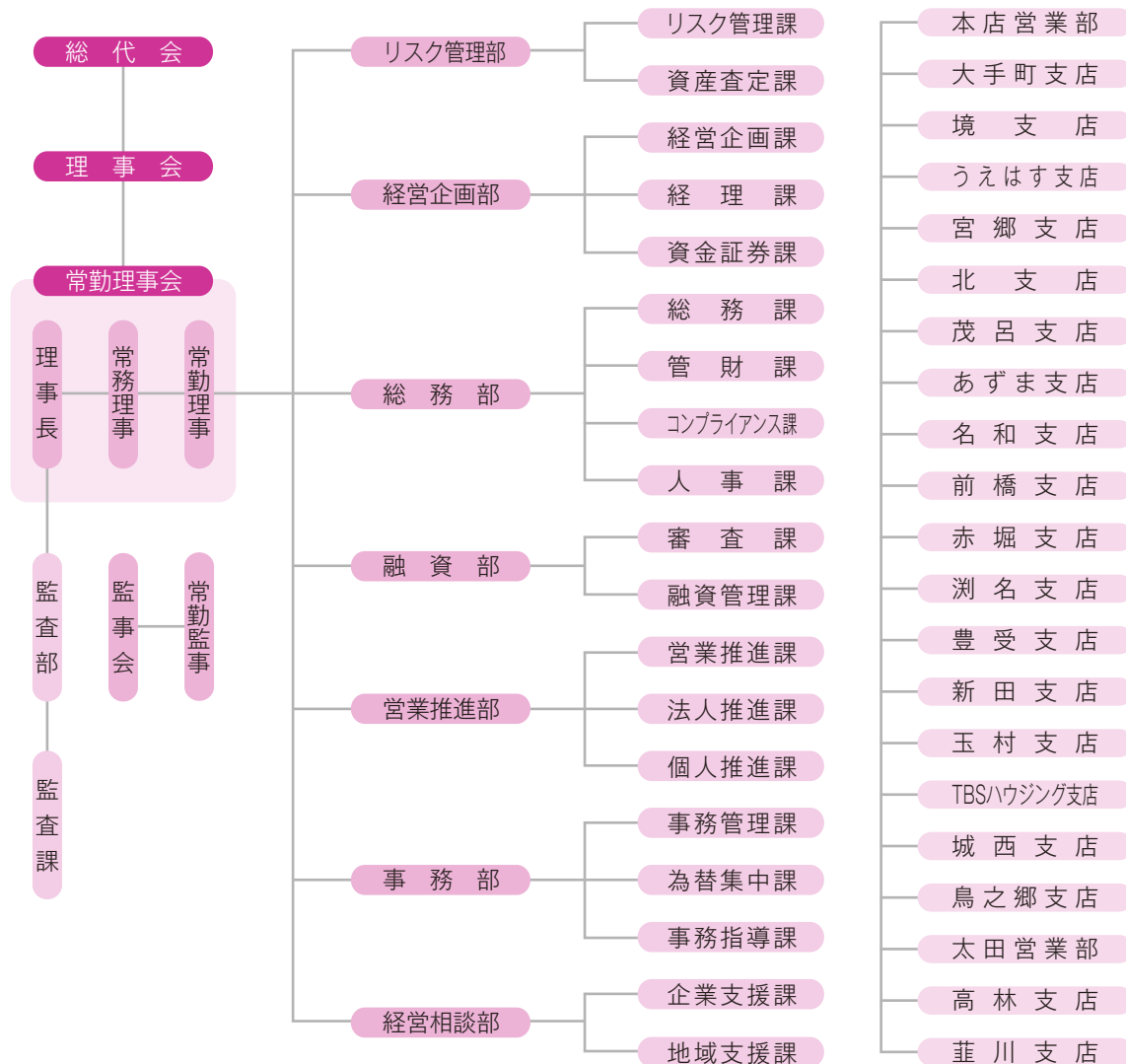
金庫概要 (平成27年3月末現在)

名称 ● アイオー信用金庫
 住所 ● 〒372-8666
 群馬県伊勢崎市中央町20番17号
 TEL:0270-30-5000 [代]
 創立 ● 昭和3年1月21日
 出資金 ● 1,797百万円
 預金量 ● 2,724億円
 貸出金量 ● 1,730億円
 役職員数 ● 307人
 店舗数 ● 21店舗・7出張所・1派出所

役員 (平成27年6月末現在)

| | |
|--------------|--------------|
| 理事長 ▶ 赤石 裕 | 理事 ▶ 古賀 友二 |
| 常務理事 ▶ 宮田 和俊 | 理事 ▶ 矢島 正弘 |
| 常務理事 ▶ 清水 克美 | 理事 ▶ 新井 誠 |
| 常勤理事 ▶ 竹内 治之 | 常勤監事 ▶ 小森 裕 |
| 常勤理事 ▶ 長谷川泰弘 | 員外監事 ▶ 岩崎 榮岬 |
| 常勤理事 ▶ 齋藤 富雄 | 監事 ▶ 齋藤 勝美 |
| 常勤理事 ▶ 長谷川淳一 | |

組織図 (平成27年6月末現在)



第87期決算のご報告

貸借対照表

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 資産の部 | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現金 | 2,838 | 2,994 | 3,116 |
| 預け金 | 45,286 | 51,002 | 40,611 |
| 買入金銭債権 | 114 | 7 | 504 |
| 金銭の信託 | 500 | 200 | — |
| 有価証券 | 57,293 | 53,790 | 68,114 |
| 国債 | 20,789 | 11,036 | 15,485 |
| 地方債 | 527 | 4,935 | 8,483 |
| 社債 | 23,520 | 29,527 | 36,455 |
| 株式 | 113 | 44 | 24 |
| その他の証券 | 12,341 | 8,246 | 7,665 |
| 貸出金 | 163,022 | 170,647 | 173,065 |
| 割引手形 | 4,224 | 4,242 | 3,672 |
| 手形貸付 | 10,521 | 9,221 | 11,193 |
| 証書貸付 | 142,383 | 150,717 | 151,974 |
| 当座貸越 | 5,892 | 6,467 | 6,224 |
| その他資産 | 1,520 | 1,427 | 1,396 |
| 未決済為替貸 | 65 | 52 | 57 |
| 信金中金出資金 | 827 | 827 | 827 |
| 前払費用 | 18 | 10 | 8 |
| 未収収益 | 393 | 334 | 304 |
| その他の資産 | 215 | 202 | 197 |
| 有形固定資産 | 2,663 | 2,681 | 2,627 |
| 建物 | 1,218 | 1,185 | 1,079 |
| 土地 | 1,127 | 1,127 | 1,122 |
| リース資産 | 26 | 118 | 214 |
| その他の有形固定資産 | 291 | 250 | 211 |
| 無形固定資産 | 48 | 57 | 46 |
| ソフトウェア | 28 | 22 | 16 |
| リース資産 | 3 | 18 | 14 |
| その他の無形固定資産 | 16 | 16 | 16 |
| 繰延税金資産 | 54 | 178 | — |
| 債務保証見返 | 436 | 395 | 345 |
| 貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金) | △1,409 (△1,177) | △1,507 (△1,294) | △1,164 (△1,039) |
| 資産の部合計 | 272,368 | 281,874 | 288,664 |

| 負債の部 | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 預金積金 | 257,754 | 267,043 | 272,445 |
| 当座預金 | 3,153 | 2,808 | 3,121 |
| 普通預金 | 90,564 | 94,479 | 99,669 |
| 貯蓄預金 | 280 | 278 | 288 |
| 通知預金 | 17 | 43 | 7 |
| 定期預金 | 155,601 | 160,326 | 159,502 |
| 定期積金 | 7,284 | 7,632 | 8,349 |
| その他の預金 | 852 | 1,473 | 1,506 |
| その他負債 | 972 | 987 | 1,097 |
| 未決済為替借 | 140 | 105 | 98 |
| 未払費用 | 365 | 391 | 375 |
| 給付補填備金 | 10 | 6 | 4 |
| 未払法人税等 | 5 | 14 | 38 |
| 前受収益 | 74 | 74 | 76 |
| 払戻未済金 | 3 | 1 | 20 |
| 職員預り金 | 174 | 166 | 172 |
| リース債務 | 29 | 136 | 228 |
| 資産除去債務 | 24 | 24 | 24 |
| その他の負債 | 143 | 65 | 57 |
| 賞与引当金 | 138 | 135 | 162 |
| 役員賞与引当金 | 18 | 20 | — |
| 退職給付引当金 | 1,267 | 1,261 | 1,093 |
| 役員退職慰勞引当金 | 110 | 131 | 150 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 19 | 19 | 19 |
| 偶発損失引当金 | 113 | 126 | 139 |
| PCB処理損失引当金 | 5 | 5 | 5 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 12 | 12 | 12 |
| 債務保証 | 436 | 395 | 345 |
| 負債の部合計 | 260,849 | 270,138 | 275,575 |
| 純資産の部 | | | |
| 出資金 | 1,809 | 1,815 | 1,797 |
| 普通出資金 | 1,809 | 1,815 | 1,797 |
| 利益剰余金 | 8,956 | 9,494 | 10,064 |
| 利益準備金 | 1,255 | 1,755 | 1,815 |
| その他利益剰余金 | 7,700 | 7,738 | 8,248 |
| 特別積立金 | 7,000 | 7,000 | 7,000 |
| 当期末処分剰余金 | 700 | 738 | 1,248 |
| 処分未済持分 | △0 | △0 | △0 |
| 会員勘定合計 | 10,765 | 11,309 | 11,861 |
| その他有価証券評価差額金 | 720 | 393 | 1,193 |
| 土地再評価差額金 | 33 | 33 | 33 |
| 評価・換算差額等合計 | 753 | 426 | 1,226 |
| 純資産の部合計 | 11,519 | 11,735 | 13,088 |
| 負債及び純資産の部合計 | 272,368 | 281,874 | 288,664 |

損益計算書

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|
| 経常収益 | 4,748 | 5,022 | 4,455 |
| 資金運用収益 | 3,845 | 3,794 | 3,782 |
| 貸出金利息 | 3,227 | 3,045 | 2,998 |
| 預け金利息 | 143 | 154 | 165 |
| 有価証券利息配当金 | 451 | 568 | 592 |
| その他の受入利息 | 22 | 26 | 26 |
| 役務取引等収益 | 376 | 380 | 403 |
| 受入為替手数料 | 194 | 195 | 202 |
| その他の役務収益 | 182 | 185 | 201 |
| その他業務収益 | 467 | 702 | 79 |
| 外国為替売買益 | 0 | 0 | 0 |
| 国債等債券売却益 | 108 | 382 | 58 |
| 国債等債券償還益 | 348 | 300 | — |
| その他の業務収益 | 10 | 19 | 20 |
| その他経常収益 | 58 | 144 | 189 |
| 貸倒引当金戻入益 | — | — | 17 |
| 償却債権取立益 | 43 | 66 | 71 |
| 株式等売却益 | — | 65 | 79 |
| 金銭の信託運用益 | 4 | 2 | 0 |
| その他の経常収益 | 10 | 10 | 19 |
| 経常費用 | 4,247 | 4,409 | 3,910 |
| 資金調達費用 | 246 | 235 | 218 |
| 預金利息 | 239 | 234 | 215 |
| 給付補填備金繰入額 | 5 | 3 | 2 |
| その他の支払利息 | 0 | 0 | 0 |
| 役務取引等費用 | 265 | 267 | 277 |
| 支払為替手数料 | 66 | 70 | 74 |
| その他の役務費用 | 198 | 196 | 202 |
| その他業務費用 | 4 | 102 | 3 |
| 国債等債券売却損 | — | 89 | 0 |
| 国債等債券償還損 | — | 12 | — |
| その他の業務費用 | 4 | 0 | 2 |
| 経費 | 3,368 | 3,401 | 3,285 |
| 人件費 | 2,170 | 2,184 | 2,109 |
| 物件費 | 1,154 | 1,172 | 1,123 |
| 税金 | 44 | 45 | 52 |
| その他経常費用 | 362 | 402 | 124 |
| 貸倒引当金繰入額 | 163 | 312 | — |
| 貸出金償却 | 122 | 36 | 89 |
| その他の経常費用 | 76 | 52 | 34 |
| 経常利益 | 501 | 612 | 545 |
| 特別利益 | 7 | — | 17 |
| 固定資産処分益 | — | — | 0 |
| その他特別利益 | 7 | — | 17 |
| 特別損失 | 0 | 0 | 54 |
| 固定資産処分損 | 0 | 0 | 2 |
| 減損損失 | — | — | 51 |
| 税引前当期純利益 | 508 | 612 | 508 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 13 | 19 | 49 |
| 法人税等調整額 | △4 | 1 | △24 |
| 当期純利益 | 498 | 591 | 483 |
| 繰越金(当期末残高) | 202 | 146 | 624 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | — | — | 140 |
| 会計方針の変更を反映した繰越金(当期末残高) | — | — | 765 |
| 当期末処分剰余金 | 700 | 738 | 1,248 |

剰余金処分計算書

(単位：千円 千円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-------------|---------|---------|-----------|
| 未処分剰余金 | 700,515 | 738,382 | 1,248,721 |
| 剰余金処分量 | 554,080 | 114,197 | 53,897 |
| 利益準備金 | 500,000 | 59,804 | — |
| 普通出資に対する配当金 | 54,080 | 54,393 | 53,897 |
| 繰越金(当期末残高) | 146,435 | 624,184 | 1,194,824 |

平成24年度、25年度及び26年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成26年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成27年6月25日

アイオー信用金庫
理事長



第87期決算のご報告

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法によっております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 建物 | 8年~50年 | その他 | 3年~20年 |
|----|--------|-----|--------|
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
貸倒、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、リスク管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち、1,882百万円を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|---|
| 過去勤務費用 | その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年の翌事業年度から費用処理 |

会計基準変更時差異 主として10年による按分額を費用処理
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。
総合設立型厚生年金基金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該年金制度は第1給付部分(共通給付部分)と第2給付部分(事業所給付部分)とで構成されております)
なお、それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 総合設立型厚生年金基金
 - 制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)
年金資産の額 1,549,255百万円 年金財政計算上の給付債務の額 1,738,229百万円 差引額 △188,974百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成26年3月31日現在) 0.2695%
 - 補足説明
上記①の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高210,459百万円[及び年金財政計算上の21,485百万円]であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、特別掛金54百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 - 連合積立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)
 - 第1給付部分の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)
年金資産の額 31,272千円 年金財政計算上の給付債務の額 31,426千円 差引額 △153千円
 - 第1給付部分に占める当金庫の掛金拠出割合(平成26年3月分) 4.5141%
 - 補足説明
上記①の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高4,188千円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は平成22年4月から期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金16,910千円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- PCB処理損失引当金は、保管するPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため必要と認められる額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額344百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額3,545百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンライン端末機、収納機器、車輛等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は131百万円、延滞債権額は8,919百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権は32百万円です。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は861百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,944百万円です。
なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,672百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。

| | | | | |
|-------------|-----|----------|------|--------|
| 担保に供している資産 | 預け金 | 8百万円 | 有価証券 | 436百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 預金 | 5,263百万円 | | |

上記のほか、為替決済及び当座貸越等の取引の担保として、預け金5,500百万円を差し入れております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △20百万円
- 出資1口当たりの純資産額 3,641円25銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫は、融資事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運用しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
リスク管理に関する方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議し、月次ペースで常勤理事会及び理事会に報告しております。
日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを定期的に行っております。
 - 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、四半期毎に作成する余資運用方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。
このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
経営企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は経営企画部を通じ、ALM委員会へ定期的に報告するとともに、必要に応じて担当理事より理事会等へも報告しております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、金融商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(有価証券については保有期間1年、信頼区間99%、観測期間1年、パンキング動定については保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、平成

27年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で4,048百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|----------|---------|-------|
| (1) 預け金 (*1) | 40,611 | 40,868 | 257 |
| (2) 有価証券 | 68,089 | 68,263 | 173 |
| 満期保有目的の債券 | 4,200 | 4,373 | 173 |
| その他有価証券 | 63,889 | 63,889 | — |
| (3) 貸出金 (*1) | 173,065 | — | — |
| 貸倒引当金 (*2) | △1,164 | — | — |
| | 171,901 | 175,463 | 3,562 |
| 金融資産計 | 280,601 | 284,594 | 3,992 |
| (1) 預金積金 (*1) | 272,445 | 273,393 | 947 |
| 金融負債計 | 272,445 | 273,393 | 947 |

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関、情報ベンダーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 24 |
| 合 計 | 24 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-------------------|--------|---------|----------|--------|
| 預け金 (*1) | 16,218 | 10,810 | 6,000 | 1,500 |
| 有価証券 | 1,600 | 19,485 | 31,540 | 12,381 |
| 満期保有目的の債券 | — | — | 700 | 3,500 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 1,600 | 19,485 | 30,840 | 8,881 |
| 貸出金 (*2) | 32,560 | 49,523 | 35,054 | 45,550 |
| 合 計 | 50,378 | 79,819 | 72,595 | 59,431 |

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------------|---------|---------|----------|------|
| 預 金 積 金 (*1) | 115,493 | 51,026 | 7 | 415 |
| 合 計 | 115,493 | 51,026 | 7 | 415 |

(*1) 預金積金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------------|------|----------|-------|------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 外国債券 | 1,700 | 2,067 | 367 |
| | 小 計 | 1,700 | 2,067 | 367 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 外国債券 | 2,500 | 2,305 | △194 |
| | 小 計 | 2,500 | 2,305 | △194 |
| 合 計 | | 4,200 | 4,373 | 173 |

その他有価証券

(単位:百万円)

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
|----------------------|--------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | — | — | — |
| | 債 券 | 56,189 | 54,856 | 1,332 |
| | 国債 | 15,346 | 14,794 | 551 |
| | 地方債 | 7,988 | 7,784 | 204 |
| | 社債 | 32,854 | 32,278 | 576 |
| | その他 | 3,465 | 3,131 | 334 |
| 小 計 | 59,654 | 57,988 | 1,666 | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式 | — | — | — |
| | 債 券 | 4,234 | 4,250 | △15 |
| | 国債 | 139 | 139 | △0 |
| | 地方債 | 495 | 500 | △4 |
| | 社債 | 3,600 | 3,610 | △10 |
| | その他 | — | — | — |
| 小 計 | 4,234 | 4,250 | △15 | |
| 合 計 | | 63,889 | 62,239 | 1,650 |

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-------|-------|---------|---------|
| 債 券 | 6,033 | 58 | — |
| 国 債 | 4,311 | 34 | — |
| 社 債 | 1,722 | 24 | — |
| そ の 他 | 1,725 | 79 | — |
| 合 計 | 7,759 | 138 | — |

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,897百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが9,752百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生する主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| 繰延税金資産 | 繰延税金負債 |
|------------------|-------------|
| 貸出金有税償却額 | その他有価証券評価差益 |
| 520百万円 | 456百万円 |
| 有価証券減損処理額 | その他 |
| 83百万円 | 3百万円 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 繰延税金負債合計 |
| 302百万円 | 459百万円 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 繰延税金負債の純額 |
| 287百万円 | 103百万円 |
| その他 | |
| 327百万円 | |
| 繰延税金資産小計 | |
| 1,522百万円 | |
| 評価性引当額 | |
| △1,166百万円 | |
| 繰延税金資産合計 | |
| 356百万円 | |

33. 会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下、「退職給付会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下、「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法をデューレーションアプローチへ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が140百万円減少し、利益剰余金が140百万円増加しております。なお、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額 133円45銭
3. 「特別利益」には、アイオービジネスサービス株式会社(子会社)の清算結了による清算益17,140千円を含んでおります。
4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

資産のグルーピングについては、営業用店舗は営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。このうち、廃止予定店舗と遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減損した額51,669千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「固定資産税評価額」等に基づき算出しております。

(単位:千円 千円未満は切り捨てて表示しております。)

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|---------|-----------|-----|--------|
| 太 田 市 | 廃止予定店舗2箇所 | 建物等 | 46,365 |
| 伊 勢 崎 市 | 遊休資産1箇所 | 土 地 | 5,304 |
| 合 計 | | | 51,669 |

■ 営業の状況

■ 主要経営指標の推移

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 預金積金残高 | 242,881 | 250,397 | 257,754 | 267,043 | 272,445 |
| 貸出金残高 | 165,589 | 162,409 | 163,022 | 170,647 | 173,065 |
| 有価証券残高 | 29,497 | 44,611 | 57,293 | 53,790 | 68,114 |
| 総資産額 | 255,768 | 263,609 | 272,368 | 281,874 | 288,664 |
| 純資産額 | 10,039 | 10,388 | 11,519 | 11,735 | 13,088 |
| 経常収益 | 4,801 | 4,897 | 4,748 | 5,022 | 4,455 |
| 経常費用 | 4,640 | 4,663 | 4,247 | 4,409 | 3,910 |
| 経常利益 | 160 | 234 | 501 | 612 | 545 |
| 当期純利益 | 133 | 218 | 498 | 591 | 483 |
| 単体自己資本比率 | 8.87% | 9.42% | 9.39% | 9.52% | 9.50% |

主要経営指標の推移

- (注) 1. 残高計数は期末現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。
2. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■ 役職員の状況

(単位：人)

| | 23年3月末 | 24年3月末 | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 常勤役員 | 8 | 7 | 8 | 8 | 7 |
| 職員 | 315 | 306 | 301 | 299 | 300 |
| 計 | 323 | 313 | 309 | 307 | 307 |
| (期中平均) | (334) | (325) | (315) | (314) | (321) |

■ 出資総口数

(単位：口)

| | 23年3月末 | 24年3月末 | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 出資総口数 | 3,515,881 | 3,593,489 | 3,619,187 | 3,631,375 | 3,594,608 |

■ 会員数

(単位：人(先))

| 内訳 | 23年3月末 | 24年3月末 | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 個人 | 21,398 | 21,333 | 21,239 | 21,246 | 20,447 |
| 法人 | 3,504 | 3,482 | 3,464 | 3,432 | 3,444 |
| 合計 | 24,902 | 24,815 | 24,703 | 24,678 | 23,891 |

■ 出資総金額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 内訳 | 23年3月末 | 24年3月末 | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 個人 | 1,276 | 1,306 | 1,325 | 1,331 | 1,318 |
| 法人 | 481 | 489 | 483 | 483 | 478 |
| 合計 | 1,757 | 1,796 | 1,809 | 1,815 | 1,797 |

■ 配当金

(単位：出資に対する配当金額 百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 内訳 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通出資に対する配当金額 | 44 | 53 | 54 | 54 | 53 |
| 配当率 (出資1口当たり) | 年3.0% (15円) | 年3.0% (15円) | 年3.0% (15円) | 年3.0% (15円) | 年3.0% (15円) |

■ 粗利益と業務純益

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 資金運用収益 | 3,845 | 3,794 | 3,782 |
| 資金調達費用 | 246 | 235 | 218 |
| 資金運用利益 | 3,599 | 3,558 | 3,563 |
| 役員取引等収益 | 376 | 380 | 403 |
| 役員取引等費用 | 265 | 267 | 277 |
| 役員取引等利益 | 111 | 113 | 126 |
| その他業務収益 | 467 | 702 | 79 |
| その他業務費用 | 4 | 102 | 3 |
| その他業務利益 | 463 | 599 | 76 |
| 業務粗利益 | 4,174 | 4,272 | 3,766 |
| 業務粗利益率 | 1.59% | 1.58% | 1.35% |
| 業務収益 | 4,690 | 4,877 | 4,266 |
| 業務費用 | 3,762 | 3,966 | 3,766 |
| 業務純益 | 927 | 911 | 499 |

粗利益と業務純益

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭信託等運用見合費用(平成26年度113千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■ その他業務利益の内訳

(単位：千円 千円未満は切り捨てて表示しております。)

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----------------|---------|---------|--------|
| そ の 他 業 務 収 益 | 467,611 | 702,150 | 79,855 |
| 外 国 為 替 売 買 益 | 579 | 420 | 625 |
| 国 債 等 債 券 売 却 益 | 108,447 | 382,572 | 58,745 |
| 国 債 等 債 券 償 還 益 | 348,360 | 300,000 | — |
| そ の 他 の 業 務 収 益 | 10,224 | 19,157 | 20,484 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 4,096 | 102,169 | 3,639 |
| 外 国 為 替 売 買 損 | — | — | — |
| 国 債 等 債 券 売 却 損 | — | 89,674 | 745 |
| 国 債 等 債 券 償 還 損 | — | 12,280 | — |
| そ の 他 の 業 務 費 用 | 4,096 | 214 | 2,894 |
| そ の 他 業 務 利 益 | 463,515 | 599,980 | 76,215 |

■ 経費の内訳

(単位：千円 千円未満は切り捨てて表示しております。)

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 人 件 費 | 2,170,086 | 2,184,039 | 2,109,260 |
| 報 酬 給 料 手 当 | 1,656,000 | 1,716,759 | 1,623,865 |
| 退 職 給 付 費 用 | 213,785 | 221,189 | 218,903 |
| そ の 他 | 300,300 | 246,089 | 266,491 |
| 物 件 費 | 1,154,165 | 1,172,095 | 1,123,940 |
| 事 務 費 | 434,558 | 426,629 | 403,864 |
| 旅 費 ・ 交 通 費 | 372 | 333 | 610 |
| 通 信 費 | 35,907 | 34,979 | 38,408 |
| 事 務 機 械 賃 借 料 | 59,597 | 41,443 | 16,025 |
| 事 務 委 託 費 | 252,972 | 259,502 | 255,409 |
| そ の 他 事 務 費 | 85,707 | 90,371 | 93,410 |
| 固 定 資 産 費 | 236,959 | 259,715 | 241,230 |
| 土 地 建 物 賃 借 料 | 60,605 | 61,674 | 58,646 |
| 保 全 管 理 費 | 134,996 | 141,834 | 132,224 |
| そ の 他 固 定 資 産 費 | 41,357 | 50,206 | 50,360 |
| 事 業 費 | 78,259 | 75,500 | 82,739 |
| 広 告 宣 伝 費 | 34,186 | 28,896 | 35,714 |
| 交 際 費 ・ 寄 贈 費 ・ 諸 会 費 | 29,918 | 29,557 | 29,754 |
| そ の 他 事 業 費 | 14,155 | 17,046 | 17,270 |
| 人 事 厚 生 費 | 18,673 | 26,427 | 20,408 |
| 減 価 償 却 費 | 215,726 | 208,143 | 195,106 |
| そ の 他 | 169,989 | 175,677 | 180,591 |
| 税 金 | 44,451 | 45,755 | 52,534 |
| 合 計 | 3,368,704 | 3,401,889 | 3,285,734 |



用語解説

1. 資金運用収益 ▶ お金を運用して得た利息収益。
2. 資金調達費用 ▶ 皆さまからお預かりした預金に利息を付けるための費用。
3. 役務取引等収益 ▶ 振込をはじめとする為替(決済)サービスをした際の費用(手数料)による収益。(代理業務取扱手数料等)
4. 役務取引等費用 ▶ アイオーしんきんから他行への振込を行った場合、アイオーしんきんが他行に支払う手数料など。
5. その他業務収益 ▶ 債券等を売買した際の差益など、アイオーしんきんが行う売買によって得た収益。
6. 業務純益 ▶ 「業務純益」とは、金融機関の基本的な業務の成果を示す金融機関固有の利益指標です。具体的には、「業務粗利益」から、業務遂行に必要なとされる費用、つまり「一般貸倒引当金繰入額」と「経費(除臨時経費)」を控除したものです。また、この「業務純益」は、有価証券の含み益等と同様に、貸倒れ発生の際の償却能力を判断する基準ともなります。

■ 営業の状況

■ 資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回

()内は前期比増減額です。

| | 平均残高 (百万円) | | | 受取利息 (千円) | | | 利回 (%) | | |
|--------|------------|---------|---------|-------------------------|-------------------------|------------------------|--------|------|------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 資金運用勘定 | 261,545 | 269,894 | 278,279 | 3,845,984 (△105,156) | 3,794,716 (△51,268) | 3,782,322 (△12,394) | 1.47 | 1.40 | 1.35 |
| うち貸出金 | 161,343 | 163,754 | 171,467 | 3,227,482 (△242,537) | 3,045,108 (△182,374) | 2,998,294 (△46,814) | 2.00 | 1.85 | 1.74 |
| うち預け金 | 48,868 | 52,174 | 44,045 | 143,934 (△37,666) | 154,298 (10,363) | 165,438 (11,140) | 0.29 | 0.29 | 0.37 |
| うち有価証券 | 50,348 | 53,100 | 61,790 | 451,629 (175,267) | 568,852 (117,223) | 592,122 (23,270) | 0.89 | 1.07 | 0.95 |
| うちその他 | 985 | 864 | 976 | 22,937 (△221) | 26,456 (3,519) | 26,466 (9) | 2.32 | 3.06 | 2.70 |

| | 平均残高 (百万円) | | | 受取利息 (千円) | | | 利回 (%) | | |
|--------|------------|---------|---------|-----------------------|----------------------|----------------------|--------|------|------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 資金調達勘定 | 255,054 | 261,966 | 269,886 | 246,584 (△106,901) | 235,538 (△10,596) | 218,863 (△16,675) | 0.09 | 0.08 | 0.08 |
| うち預金積金 | 254,877 | 262,077 | 269,854 | 245,724 (△106,964) | 234,883 (△10,840) | 218,120 (△16,763) | 0.09 | 0.08 | 0.08 |
| うちその他 | 176 | 181 | 174 | 859 (63) | 888 (28) | 856 (△32) | 0.48 | 0.48 | 0.49 |

資金運用勘定

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高及び金銭の信託を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

■ 総資産利益率

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 総資産経常利益率 | 0.18% | 0.22% | 0.19% |
| 総資産当期純利益率 | 0.18% | 0.21% | 0.17% |

総資産利益率

(注) 総資産経常(当期純)利益率(又は損失率) = $\frac{\text{経常(当期純)利益(又は損失)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■ 総資金利鞘

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 資金運用利回 A | 1.47% | 1.40% | 1.35% |
| 資金調達原価率 B | 1.40% | 1.38% | 1.29% |
| 総資金利鞘 A-B | 0.07% | 0.02% | 0.06% |

総資金利鞘

(注) 総資金利鞘は、資金運用全体の利回と資金調達に要したコストを対比することにより資金運用全体の収益力をみるものです。
総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

預貸率の推移

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 平 残 預 貸 率 | 63.30% | 62.48% | 63.54% |
| 末 残 預 貸 率 | 63.24% | 63.90% | 63.52% |

科目別預金残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

| | 平均残高 | | | 残 高 | | |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 流動性預金 | 93,891 (36.8%) | 95,150 (36.3%) | 100,462 (37.2%) | 94,015 (36.5%) | 97,610 (36.5%) | 103,087 (37.8%) |
| 当座預金 | 2,440 (0.9%) | 2,405 (0.9%) | 2,610 (0.9%) | 3,153 (1.2%) | 2,808 (1.0%) | 3,121 (1.1%) |
| 普通預金 | 91,149 (35.7%) | 92,450 (35.2%) | 97,570 (36.1%) | 90,564 (35.1%) | 94,479 (35.3%) | 99,669 (36.5%) |
| 貯蓄預金 | 295 (0.1%) | 279 (0.1%) | 278 (0.1%) | 280 (0.1%) | 278 (0.1%) | 288 (0.1%) |
| 通知預金 | 6 (0.0%) | 14 (0.0%) | 2 (0.0%) | 17 (0.0%) | 43 (0.0%) | 7 (0.0%) |
| 定期性預金 | 160,222 (62.8%) | 166,125 (63.3%) | 168,578 (62.4%) | 162,885 (63.2%) | 167,959 (62.8%) | 167,851 (61.6%) |
| 定期預金 | 153,172 (60.1%) | 158,746 (60.5%) | 160,654 (59.5%) | 155,601 (60.4%) | 160,326 (60.0%) | 159,502 (58.5%) |
| 固定金利定期預金 | 153,153 (60.1%) | 158,730 (59.8%) | 160,637 (59.5%) | 155,584 (60.4%) | 160,311 (60.0%) | 159,487 (58.5%) |
| 変動金利定期預金 | 16 (0.0%) | 15 (0.0%) | 14 (0.0%) | 15 (0.0%) | 14 (0.0%) | 13 (0.0%) |
| その他 | 1 (0.0%) | 1 (0.0%) | 1 (0.0%) | 1 (0.0%) | 1 (0.0%) | 1 (0.0%) |
| 定期積金 | 7,050 (2.8%) | 7,378 (2.8%) | 7,924 (2.9%) | 7,284 (2.8%) | 7,632 (2.8%) | 8,349 (3.0%) |
| 譲渡性預金 | — (—%) | — (—%) | — (—%) | — (—%) | — (—%) | — (—%) |
| その他預金 | 763 (0.3%) | 801 (0.3%) | 814 (0.3%) | 852 (0.3%) | 1,473 (0.5%) | 1,506 (0.5%) |
| 合 計 | 254,877 (100.0%) | 262,077 (100.0%) | 269,854 (100.0%) | 257,754 (100.0%) | 267,043 (100.0%) | 272,445 (100.0%) |
| 会 員 | | | | 74,631 (29.0%) | 80,608 (30.1%) | 83,789 (30.7%) |
| 会 員 外 | | | | 183,122 (71.0%) | 186,434 (69.9%) | 188,656 (69.2%) |

■ 営業の状況

■ 財形貯蓄の残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は前期比増減率です。)

| | | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|----|--|--------------|--------------|--------------|
| 件数 | | 325 (△2.99%) | 323 (△0.61%) | 318 (△1.54%) |
| 金額 | | 495 (4.43%) | 489 (△1.21%) | 488 (△0.20%) |

財形貯蓄の残高

(注) 金額につきましては一般・年金・住宅財形の合計です。

■ 預金者別預金残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

| | | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|------|--|------------------|------------------|------------------|
| 個人預金 | | 214,226 (83.1%) | 219,928 (82.3%) | 225,134 (82.6%) |
| 法人預金 | | 43,527 (16.8%) | 47,114 (17.6%) | 47,311 (17.3%) |
| 一般法人 | | 31,570 (12.2%) | 32,895 (12.3%) | 35,855 (13.1%) |
| 金融機関 | | 155 (0.0%) | 117 (0.0%) | 72 (0.0%) |
| 公金 | | 11,801 (4.5%) | 14,101 (5.2%) | 11,383 (4.1%) |
| 合計 | | 257,754 (100.0%) | 267,043 (100.0%) | 272,445 (100.0%) |

■ 科目別貸出金残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

| | 平均残高 | | | 残高 | | |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 割引手形 | 3,514 (2.2%) | 3,710 (2.3%) | 3,536 (2.0%) | 4,224 (2.6%) | 4,242 (2.5%) | 3,672 (2.1%) |
| 手形貸付 | 8,718 (5.4%) | 8,524 (5.2%) | 9,657 (5.6%) | 10,521 (6.5%) | 9,221 (5.4%) | 11,193 (6.4%) |
| 証書貸付 | 143,389 (88.9%) | 145,741 (89.0%) | 152,230 (88.7%) | 142,383 (87.3%) | 150,717 (88.3%) | 151,974 (87.8%) |
| 当座貸越 | 5,720 (3.5%) | 5,777 (3.5%) | 6,043 (3.5%) | 5,892 (3.6%) | 6,467 (3.8%) | 6,224 (3.5%) |
| 合計 | 161,343 (100.0%) | 163,754 (100.0%) | 171,467 (100.0%) | 163,022 (100.0%) | 170,647 (100.0%) | 173,065 (100.0%) |
| 固定金利貸付 | | | | 92,216 (56.6%) | 101,625 (59.6%) | 105,662 (61.0%) |
| 変動金利貸付 | | | | 70,806 (43.4%) | 69,022 (40.4%) | 67,403 (38.9%) |

業種別貸出金残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

| | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 製 造 業 | 24,344 (14.9%) | 23,595 (13.8%) | 22,925 (13.2%) |
| 農 業、林 業 | 102 (0.0%) | 97 (0.0%) | 130 (0.0%) |
| 漁 業 | 31 (0.0%) | 22 (0.0%) | 9 (0.0%) |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 441 (0.2%) | 392 (0.2%) | 283 (0.1%) |
| 建 設 業 | 9,487 (5.8%) | 9,519 (5.5%) | 9,432 (5.4%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 587 (0.3%) | 554 (0.3%) | 625 (0.3%) |
| 情 報 通 信 業 | 38 (0.0%) | 43 (0.0%) | 102 (0.0%) |
| 運 輸 業、郵 便 業 | 6,900 (4.2%) | 7,079 (4.1%) | 7,271 (4.2%) |
| 卸 売 業、小 売 業 | 10,240 (6.2%) | 10,456 (6.1%) | 10,325 (5.9%) |
| 金 融 業、保 険 業 | 3,238 (1.9%) | 6,247 (3.6%) | 10,258 (5.9%) |
| 不 動 産 業 | 30,581 (18.7%) | 30,347 (17.7%) | 29,052 (16.7%) |
| 物 品 賃 貸 業 | 971 (0.5%) | 1,037 (0.6%) | 1,105 (0.6%) |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 508 (0.3%) | 601 (0.3%) | 577 (0.3%) |
| 宿 泊 業 | 500 (0.3%) | 508 (0.2%) | 578 (0.3%) |
| 飲 食 業 | 1,311 (0.8%) | 1,228 (0.7%) | 1,228 (0.7%) |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 2,025 (1.2%) | 2,057 (1.2%) | 2,153 (1.2%) |
| 教 育、学 習 支 援 業 | 456 (0.2%) | 393 (0.2%) | 176 (0.1%) |
| 医 療 ・ 福 祉 | 7,379 (4.5%) | 6,648 (3.8%) | 7,244 (4.1%) |
| その他のサービス | 4,431 (2.7%) | 4,422 (2.5%) | 4,335 (2.5%) |
| 小 計 | 103,577 (63.5%) | 105,252 (61.6%) | 107,816 (62.2%) |
| 地 方 公 共 団 体 | 10,658 (6.5%) | 16,081 (9.4%) | 15,782 (9.1%) |
| 個人(住宅・消費・納税資金等) | 48,786 (29.9%) | 49,313 (28.8%) | 49,467 (28.5%) |
| 合 計 (A) | 163,022 (100.0%) | 170,647 (100.0%) | 173,065 (100.0%) |
| 会 員 | 143,717 (88.1%) | 142,612 (83.6%) | 142,112 (82.1%) |
| 会 員 外 | 19,305 (11.8%) | 28,035 (16.4%) | 30,953 (17.8%) |
| 設 備 資 金 残 高 (A)に占める割合(%) | 97,176 (59.6%) | 94,111 (55.1%) | 95,168 (54.9%) |
| 運 転 資 金 残 高 (A)に占める割合(%) | 65,846 (40.3%) | 76,536 (44.9%) | 77,897 (45.0%) |

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

個人向け貸出金残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

| | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 個 人 貸 付 | 48,786 (29.9%) | 49,313 (28.8%) | 49,467 (28.5%) |
| 住 宅 ロ ー ン | 44,866 (91.9%) | 44,251 (89.7%) | 43,396 (87.7%) |

個人向け貸出金残高

- (注) 1. 個人貸付欄の()内の比率は、総貸出残高に占める割合です。
2. 住宅ローン欄の()内の比率は、個人貸付残高に占める割合です。

代理貸付残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 信 金 中 央 金 庫 | 179 | 175 | 170 |
| (株)日本政策金融公庫 | 40 | 27 | 20 |
| (独)中小企業基盤整備機構 | 28 | 12 | 21 |
| (独)住宅金融支援機構 | 7,935 | 6,349 | 5,734 |
| (独)福祉医療機構 | 181 | 160 | 140 |
| 合 計 | 8,365 | 6,724 | 6,086 |

■ 営業の状況

■ 担保別貸出金残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

| | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|-------------|------------------|------------------|------------------|
| 預 金 担 保 | 4,232 (2.6%) | 4,760 (2.8%) | 4,984 (2.8%) |
| 有 価 証 券 | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | — (—%) |
| 動 産 | — (—%) | — (—%) | — (—%) |
| 不 動 産 | 48,617 (29.8%) | 47,358 (27.7%) | 46,321 (26.7%) |
| そ の 他 | 805 (0.5%) | 694 (0.4%) | 555 (0.3%) |
| 信用保証保険・保証協会 | 19,652 (12.1%) | 18,901 (11.1%) | 18,518 (10.7%) |
| 保 証 | 38,532 (23.6%) | 37,752 (22.1%) | 37,264 (21.5%) |
| 信 用 | 51,182 (31.4%) | 61,180 (35.9%) | 65,420 (37.8%) |
| 合 計 | 163,022 (100.0%) | 170,647 (100.0%) | 173,065 (100.0%) |

■ 担保別債務保証見返額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

| | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 預 金 ・ 積 金 | 19 (4.5%) | 12 (3.1%) | 23 (6.8%) |
| 有 価 証 券 | — (—%) | — (—%) | — (—%) |
| 動 産 | — (—%) | — (—%) | — (—%) |
| 不 動 産 | 205 (47.1%) | 206 (52.2%) | 170 (49.4%) |
| そ の 他 | — (—%) | — (—%) | — (—%) |
| 信用保証保険・保証協会 | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| 保 証 | 208 (47.8%) | 175 (44.5%) | 150 (43.6%) |
| 信 用 | 2 (0.6%) | 0 (0.2%) | 0 (0.2%) |
| 合 計 | 436 (100.0%) | 395 (100.0%) | 345 (100.0%) |

■ 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---------------|-------------|-------------|--------------|
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 231 (△85) | 212 (△18) | 124 (△87) |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 | 1,177 (170) | 1,294 (116) | 1,039 (△255) |
| 合 計 | 1,409 (85) | 1,507 (98) | 1,164 (△343) |

(注) ()内は期中の増減額です。

■ 貸出金償却額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-------------|------|------|------|
| 貸 出 金 償 却 額 | 122 | 36 | 89 |

■ 貸出運営についての考え方

当金庫は、「地域社会の発展に貢献する」という社会的使命のもと、中小企業の健全な発展、豊かな国民生活の実現、地域社会繁栄への奉仕をビジョンに掲げております。

したがって、当金庫の融資業務の特徴は、特定業種のお客さまや大口先等、一部の顧客に偏ることなく、会員である地域の中小企業や個人の皆さまを対象として、融資の機会の平等を原則に「小口多数取引に徹する」ことにあります。

さらに「愛をもって皆さまを応援する」を標榜する当金庫といたしましては、住宅ローン、教育ローン、マイカーローン等各種消費者ローン、運転・設備資金、制度融資や代理貸付等、豊富な金融商品を取りそろえ、幅広いお客さまの多様な資金ニーズにきめ細かくお応えできるよう鋭意努めております。

また、個々の融資に際しては、お客さまの信用状況や事業計画の妥当性等十分に検討させていただき、厳正な審査を行うことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に努めております。

■ リスク管理債権の状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----------------------------|--------|--------|--------|
| 破綻先債権額 (A) | 117 | 170 | 131 |
| 延滞債権額 (B) | 10,116 | 9,843 | 8,919 |
| 合計 (C) = (A) + (B) | 10,234 | 10,014 | 9,051 |
| 担保・保証額 (D) | 8,457 | 8,065 | 7,438 |
| 回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D) | 1,776 | 1,949 | 1,612 |
| 個別貸倒引当金 (F) | 1,173 | 1,292 | 1,038 |
| 同引当率 (G) = (F) / (E) | 66.04% | 66.29% | 64.41% |

2. 3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------------------------------|-------|-------|-------|
| 3か月以上延滞債権額 (H) | 10 | 99 | 32 |
| 貸出条件緩和債権額 (I) | 369 | 456 | 861 |
| 合計 (J) = (H) + (I) | 379 | 555 | 893 |
| 担保・保証額 (K) | 135 | 251 | 465 |
| 回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K) | 244 | 304 | 427 |
| 貸倒引当金 (M) | 7 | 10 | 10 |
| 同引当率 (N) = (M) / (L) | 3.07% | 3.45% | 2.35% |

3. リスク管理債権の合計額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----------|--------|--------|-------|
| (C) + (J) | 10,613 | 10,569 | 9,944 |

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3か月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。

7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3か月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

■ 営業の状況

金融再生法による開示基準での資産区分

■ 金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 破産更正債権及びこれらに準ずる債権 | 2,837 | 3,099 | 3,041 |
| 危 険 債 権 | 7,432 | 6,936 | 6,030 |
| 要 管 理 債 権 | 379 | 555 | 893 |
| 正 常 債 権 | 153,019 | 160,585 | 163,594 |
| 合 計 額 | 163,668 | 171,177 | 173,559 |

- (注) 1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3カ月以上の延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出債権です。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

■ 金融再生法に基づく開示債権の保全状況

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---|--------|--------|--------|
| 金融再生法上の不良債権(A) | 10,648 | 10,591 | 9,964 |
| 破産更正債権及びこれらに準ずる債権 | 2,837 | 3,099 | 3,041 |
| 危 険 債 権 | 7,432 | 6,936 | 6,030 |
| 要 管 理 債 権 | 379 | 555 | 893 |
| 保 全 額 (B) | 9,801 | 9,641 | 8,973 |
| 貸 倒 引 当 金 (C) | 1,177 | 1,305 | 1,049 |
| 担 保 ・ 保 証 等 (D) | 8,623 | 8,335 | 7,923 |
| 保 全 率 (B) / (A) (%) | 92.00% | 91.03% | 90.05% |
| 担保・保証等控除後債権に対する引当金率 (C) / ((A)-(D)) (%) | 58.17% | 57.86% | 51.41% |

- (注) 1. 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 2. 貸倒引当金は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に対する個別貸倒引当金と要管理債権に対する一般貸倒引当金の合計額です。
 3. 保全率は、90.05%となっておりますが、別途、剰余金処分後の特別積立金として7,000百万円が資本勘定に留保されておりますので、対応は万全であります。

■ 当金庫の法令等の遵守態勢について

コンプライアンスとは、一般的に「法令等遵守」と解されております。当金庫では単に法令・規程等の遵守に止まらず、健全な企業として社会規範をも遵守することと定義しております。

そこで当金庫は、役職員一人ひとりが公共的使命を自覚すると共に、社会人としての健全な常識やより高い企業倫理を併せ持って業務を行い、社会的責任を果たしていくことが重要との認識に立ち、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ取り組んでおります。

具体的には、理事会において制定した「アイオー信用金庫行動綱領」・「コンプライアンス態勢を確立するための基本方針」に基づき、各年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し推進しております。

さらに「倫理行動基準」を制定し、職員の行動基準として各自が携行することとしました。これによりコンプライアンス意識のより一層の醸成を図っております。

アイオー信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 従業員の人權の尊重
6. 環境問題への取組み
7. 社会貢献活動への取組み
8. 反社会的勢力の排除

倫理行動基準

1. 法律・規則を守ります。
2. お客さまとの約束を守ります。
3. 差別意識や偏見は持ちません。
4. 職務上知り得た情報は絶対に漏らしません。
5. 公私混同はいたしません。
6. 『三ない』(嘘をつかない、隠し事をしない、見て見ぬふりをしない)を実践いたします。

コンプライアンス・プログラム

1. 規程等整備の実施計画
2. 内部統制の実施計画

(1) 内部管理態勢

- ①コンプライアンスの統括は、総務部が担当しております。
- ②また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する協議を行っております。
- ③コンプライアンス担当者の配置
コンプライアンス態勢を効果的に機能させるため、各業務部門及び営業店にコンプライアンス担当者を配置しております。
- ④各業務部門の役割
各業務部門は、適切な業務処理が遂行されるよう、法令・規程・庫内文書等に準拠した業務処理の内部統制を適格に行っております。

(2) 検査・検証機能

- ①各業務部門及び営業店において、自主点検のための自店検査を行っております。また、年2回全役職員がコンプライアンス・チェックリストによる自己チェックを行っております。
- ②監査部は、各業務部門及び営業店のコンプライアンスが、適切に遵守されているか否かを監査することとしております。
- ③監事はその独立性を確保し、役員に対する業務監査・会計監査等その職務の遂行並びにコンプライアンスの遵守状況を監査するため、法令等規則に則った権限を行使し、業務の健全化に必要な措置を講ずるなど適切に対応しております。

3. 研修・啓蒙活動の実施計画

役員が、職員の研修会等に積極的に関与し、反復継続してコンプライアンスの徹底を図っております。

内部通報制度

コンプライアンスに関する相談窓口として「総合相談委員会」を設置し、内部牽制機能を強化しております。

反社会的勢力への対応

当金庫では、平成19年6月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、当座預金や普通預金等の預金規定及び貸金庫規定並びに、信用金庫取引約定書をはじめとする融資関係の契約書に暴力団等の反社会的勢力を排除する条項(暴力団排除条項)を導入しております。

また、新たに取引をお申し込みいただいた際に、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いしております。

これらは、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づく取り組みでありますので、なにとぞ、ご理解とご協力をお願いいたします。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター、パンフレット等で公表しています。

苦情は、平日(月曜日から金曜日、9時~17時)に、お取引のある営業店若しくは当金庫お客さま相談室(電話:0120-200-157若しくは0270-30-5026)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、平日(月曜日から金曜日、9時~17時)に上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。

前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客さま相談室」にお尋ねください。

当金庫のリスク管理態勢について

金融の自由化(金利と業務の自由化)は、金融業務の大幅な規制緩和であり、リスク時代の到来とも言われ様々なリスクが拡大しております。現在は、金融機関の経営に自己責任を問われる時代であり、健全経営が強く望まれております。

こうした中、当金庫ではリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、経営全般にわたるリスク管理の徹底に万全を期するため、次のような施策に取り組み健全経営・堅実経営に鋭意努力いたしております。

1. 「リスク管理の基本方針」を制定し、各リスクの管理方針を定めて基本姿勢及び各部門の役割や業務部門の責務を明確にしております。
2. リスク管理態勢は、直面するリスクをコントロールすべきリスクと極小化すべきリスクに大別するとともに、次の8項目に区分しそれぞれの管理部門でリスク管理の対応を図っております。

統合的リスク管理 …… リスク管理部

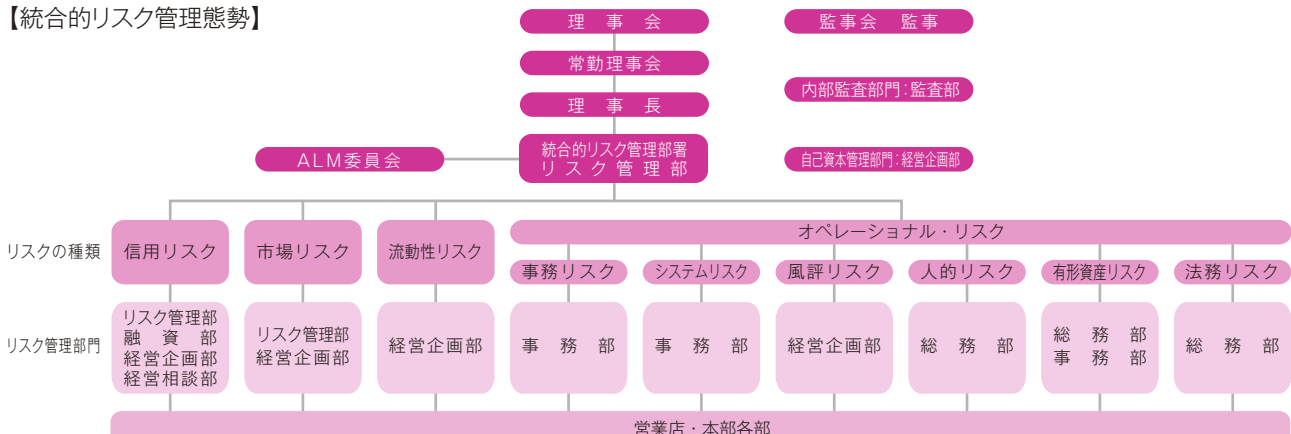
- | | |
|---|------------------------|
| (1) 信用リスク …… リスク管理部・融資部・経営企画部・経営相談部・営業部 | (5) 法務リスク …… 総務部 |
| (2) 市場リスク、流動性リスク …… リスク管理部・経営企画部 | (6) 風評リスク …… 経営企画部 |
| (3) 事務リスク …… 事務部・本部各部 | (7) 人的リスク …… 総務部 |
| (4) システムリスク …… 事務部 | (8) 有形資産リスク …… 総務部・事務部 |

各管理部門は、「リスク管理の基本方針」並びに「各リスクの管理方針」に基づいて管理規程等の整備を推進しております。

また、リスク管理に関連し、「ALM委員会」を設置し、リスクをコントロール又は極小化するため鋭意努力しております。

3. リスク管理の機能を強化するために、管理手法の更なる開発や各業務部門によるリスクに関する研修・説明会・臨店指導等を通じて、職員の管理能力及び事務レベルの向上を目指しております。

【統合的リスク管理態勢】



■ 営業の状況

■ 有価証券の種類別残高

1. 売買目的有価証券
該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 種 類 | 25年度 | | | 26年度 | | |
|--------------------|-----|----------|-------|------|----------|-------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | その他 | 1,200 | 1,338 | 138 | 1,700 | 2,067 | 367 |
| | 小 計 | 1,200 | 1,338 | 138 | 1,700 | 2,067 | 367 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | その他 | 6,500 | 5,508 | △991 | 2,500 | 2,305 | △194 |
| | 小 計 | 6,500 | 5,508 | △991 | 2,500 | 2,305 | △194 |
| 合 計 | | 7,700 | 6,847 | △852 | 4,200 | 4,373 | △173 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 種 類 | 25年度 | | | 26年度 | | |
|----------------------|-----|----------|--------|-----|----------|--------|-------|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | — | — | — | — | — | — |
| | 債 券 | 40,146 | 39,579 | 566 | 56,189 | 54,856 | 1,332 |
| | 国債 | 11,016 | 10,794 | 222 | 15,346 | 14,794 | 551 |
| | 地方債 | 2,776 | 2,738 | 38 | 7,988 | 7,784 | 204 |
| | 社債 | 26,353 | 26,046 | 306 | 32,854 | 32,278 | 576 |
| | その他 | 138 | 125 | 13 | 3,465 | 3,131 | 334 |
| | 小 計 | 40,284 | 39,704 | 579 | 59,654 | 57,988 | 1,666 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式 | — | — | — | — | — | — |
| | 債 券 | 5,352 | 5,374 | △22 | 4,234 | 4,250 | △15 |
| | 国債 | 19 | 20 | △0 | 139 | 139 | △0 |
| | 地方債 | 2,158 | 2,170 | △11 | 495 | 500 | △4 |
| | 社債 | 3,173 | 3,184 | △10 | 3,600 | 3,610 | △10 |
| | その他 | 408 | 422 | △14 | — | — | — |
| | 小 計 | 5,760 | 5,797 | △36 | 4,234 | 4,250 | △15 |
| 合 計 | | 46,045 | 45,502 | 542 | 63,889 | 62,239 | 1,650 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|------------|----------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 子会社・子法人等株式 | 20 | 20 | — |
| 非上場株式 | 24 | 24 | 24 |
| 組合出資金 | 1 | — | — |
| 合 計 | 46 | 44 | 24 |

■ 金銭の信託の時価情報

その他の金銭の信託

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 24年度 | | | | 25年度 | | | | 26年度 | | | |
|----------|------|----|-----------------------|----------|------|----|-----------------------|----------|------|----|-----------------------|
| 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの |
| 500 | 500 | — | — | 200 | 200 | 0 | 0 | — | — | — | — |

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。
貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

商品有価証券及び有価証券の含み(損)益

(注) 1. 当金庫においては、商品有価証券の取り扱いはありません。
2. 「時価」は、上場有価証券については決算日時価とし、非上場有価証券については、価格等の算定が可能なものについては時価相当額とし、その他のものについては帳簿価額としております。

有価証券の種類別平均残高・期末残高及び預証率 (単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

| | | 25年3月末 | 26年3月末 | 27年3月末 |
|---------|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 国債 | 平均残高 | 16,812 (33.3%) | 13,775 (25.9%) | 12,891 (20.8%) |
| | 期末残高 | 20,789 (36.2%) | 11,036 (20.5%) | 15,485 (22.7%) |
| 地方債 | 平均残高 | 524 (1.0%) | 1,908 (3.5%) | 6,887 (11.1%) |
| | 期末残高 | 527 (0.9%) | 4,935 (9.1%) | 8,483 (12.4%) |
| 社債 | 平均残高 | 19,530 (38.7%) | 26,417 (49.7%) | 33,440 (54.1%) |
| | 期末残高 | 23,520 (41.0%) | 29,527 (54.8%) | 36,455 (53.5%) |
| 株式 | 平均残高 | 91 (0.1%) | 50 (0.0%) | 30 (0.0%) |
| | 期末残高 | 113 (0.1%) | 44 (0.0%) | 24 (0.0%) |
| 外国証券 | 平均残高 | 12,912 (25.6%) | 10,395 (19.5%) | 7,067 (11.4%) |
| | 期末残高 | 11,899 (20.7%) | 7,700 (14.3%) | 4,200 (6.1%) |
| その他の証券 | 平均残高 | 475 (0.9%) | 552 (1.0%) | 1,472 (2.3%) |
| | 期末残高 | 442 (0.7%) | 546 (1.0%) | 3,465 (5.0%) |
| 合計 | 平均残高 | 50,348 (100.0%) | 53,100 (100.0%) | 61,790 (100.0%) |
| | 期末残高 | 57,293 (100.0%) | 53,790 (100.0%) | 68,114 (100.0%) |
| 期末預証率 | | 22.22% | 20.14% | 25.00% |
| 期中平均預証率 | | 19.75% | 20.26% | 22.89% |

種類別有価証券残高 及び預証率

(注) その他の証券とは、投資信託
等です。

有価証券の種類別残存期間別残高

平成25年度

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合計 |
|--------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|----------------|--------|
| 国債 | — | 3,018 | 1,005 | 1,148 | 4,718 | 1,144 | — | 11,036 |
| 地方債 | 124 | 249 | 271 | 1,548 | 833 | 1,908 | — | 4,935 |
| 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | 841 | 6,511 | 9,569 | 1,961 | 8,722 | 1,919 | — | 29,527 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | 44 | 44 |
| 外国証券 | — | — | — | — | 700 | 7,000 | — | 7,700 |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | 546 | 546 |

平成26年度

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合計 |
|--------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|----------------|--------|
| 国債 | — | 1,005 | 1,236 | 3,143 | 6,387 | 3,711 | — | 15,485 |
| 地方債 | 126 | 265 | 581 | 1,754 | 2,847 | 2,908 | — | 8,483 |
| 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | 1,634 | 10,493 | 6,284 | 5,076 | 11,606 | 1,358 | — | 36,455 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | 24 | 24 |
| 外国証券 | — | — | — | — | 700 | 3,500 | — | 4,200 |
| その他の証券 | — | — | 231 | — | 1,653 | — | 1,580 | 3,465 |

公共債引受額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-------|---|------|------|------|
| 国債 | 債 | — | — | — |
| 地方債 | 債 | 30 | 30 | 30 |
| 政府保証債 | | 207 | 237 | 172 |
| 合計 | | 237 | 267 | 202 |

公共債引受額

(注) 国債(超長期国債・長期国債・
中期国債・割引国債)

内国為替期中取扱金額

(単位：億円 億円未満は切り捨てて表示しております。)

| | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---------|------|-------|-------|-------|
| 送金・振込為替 | 送った分 | 1,535 | 1,673 | 1,860 |
| | 受けた分 | 1,877 | 1,976 | 2,096 |
| 代金取立 | 送った分 | 98 | 103 | 105 |
| | 受けた分 | 43 | 45 | 49 |
| 合計 | | 3,555 | 3,799 | 4,112 |

※信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)
該当ありません。

■ バーゼルⅢ第3の柱による定性的な開示事項

■ 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる普通出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価につきましては、信用格付制度の導入や、厳格な自己査定を実施しております。また信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク管理システムにて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理部門やALM委員会と協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「資産償却及び引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・ 法人向けエクスポージャー
 - 格付投資情報センター (R&I)
 - スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
 - 日本格付研究所 (JCR)
 - フィッチレーティングスリミテッド
 - ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・ 金融機関向けエクスポージャー カントリー・リスク・スコア

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の申し込みに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務規程」及び「不動産担保評価取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として住宅融資保険、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、住宅融資保険は政府保証と同様、しんきん保証基金は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品の直接取引及び長期決済期間取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、金銭の信託投資の一環として購入したものであります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーにつきましては、経営企画部が半期ごとに以下の事項について購入先から情報を収集し、リスク管理部に報告しております。リスク管理部は、経営企画部からの報告の内容を確認し、必要に応じ信用補充の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行っております。また、証券化エクスポージャーにつきましては、余資運用規程の中で、その運用・管理の体制を整備しております。

- ① 保有する証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性
- ② 保有する証券化エクスポージャーの裏付資産についての包括的なリスク特性及びパフォーマンス
- ③ 保有する証券化エクスポージャーにかかる証券化取引の構造上の特性

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

- (5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
該当ありません。
- (6) 信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産にかかる証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が当該証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
該当ありません。
- (7) 信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。
- (8) 証券化取引に関する会計方針
当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。
- (9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。
○ 格付投資情報センター(R&I) ○ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
○ 日本格付研究所(JCR) ○ フィッチレーティングスリミテッド
○ ムーティーズ・インベスターズ・サービス・インク
- (10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要
該当ありません。
- (11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価・計測しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理部門等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しても、「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券保有区分規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会と協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

| | | | | |
|---------|------------------|-------------------|-----------------|------------|
| ・ 計測手法 | ・ コア預金 | ・ 金利感応度資産・負債 | ・ 金利ショック幅 | ・ リスク計測の頻度 |
| ラダー計算方式 | 対 象:流動性預金全般 | 預貸金、有価証券、預け金、 | 99%タイル値又は1%タイル値 | 月次(前月末基準) |
| | 算定方法:現残高の50%相当額 | その他金利・期間を有する資産・負債 | | |
| | 満 期:5年以内(平均2.5年) | | | |

■ 連結における事業年度の開示事項

該当ありません。

■ バーゼルⅢ第3の柱による自己資本の構成に関する開示事項

■ I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 項 目 | 25年度 | | 26年度 | |
|--|---------|-------------|---------|-------------|
| | | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 |
| コア資本に係る基礎項目(1) | | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 11,255 | | 11,807 | |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 1,815 | | 1,797 | |
| うち、利益剰余金の額 | 9,494 | | 10,064 | |
| うち、外部流出予定額(△) | 54 | | 53 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △0 | | △0 | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 212 | | 124 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 212 | | 124 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | | — | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 20 | | 18 | |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ) | 11,488 | | 11,951 | |
| コア資本に係る調整項目(2) | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | — | 41 | 6 | 27 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | — | 41 | 6 | 27 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | — | — | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — | — | — |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — | — | — |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | — | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — | — |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | — | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額(ロ) | — | | 6 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ) | 11,488 | | 11,944 | |
| リスク・アセット等(3) | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 113,591 | | 118,544 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 41 | | △3,153 | |
| うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) | 41 | | 27 | |
| うち、繰延税金資産 | — | | — | |
| うち、前払年金費用 | — | | — | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | — | | △3,226 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | 45 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 7,041 | | 7,089 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | | — | |
| リスク・アセット等の額の合計額(ニ) | 120,632 | | 125,634 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率((ハ)/(ニ)) | 9.52% | | 9.50% | |

■ バゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 25年度 | | 26年度 | |
|------------------------------------|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額 | 113,591 | 4,543 | 118,544 | 4,741 |
| ①標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー | 113,591 | 4,543 | 118,544 | 4,741 |
| 1.ソブリン向け | 835 | 33 | 969 | 38 |
| 2.金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 13,620 | 544 | 12,746 | 509 |
| 3.法人等向け | 31,647 | 1,265 | 35,473 | 1,418 |
| 4.中小企業等・個人向け | 29,514 | 1,180 | 30,603 | 1,224 |
| 5.抵当権付住宅ローン | 9,145 | 365 | 8,493 | 339 |
| 6.不動産取得等事業向け | 17,848 | 713 | 17,907 | 716 |
| 7.三月以上延滞等 | 999 | 39 | 1,285 | 51 |
| 8.その他 | 9,979 | 399 | 11,064 | 442 |
| ロ. オペレーショナル・リスク | 7,041 | 281 | 7,089 | 283 |
| ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) | 120,632 | 4,825 | 125,634 | 5,025 |

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■ バゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

(2) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | 三月以上延滞 エクスポージャー | |
|--|-------------------|---------|---|---------|--------|--------|----------|------|--------------------|-------|
| | | | 貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引 | | 債 券 | | デリバティブ取引 | | | |
| | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 |
| 国 内 | 275,321 | 282,851 | 171,177 | 173,559 | 44,954 | 59,107 | — | — | 1,937 | 2,309 |
| 国 外 | 7,700 | 5,705 | — | — | 7,700 | 4,200 | — | — | — | — |
| 地 域 別 合 計 | 283,021 | 288,557 | 171,177 | 173,559 | 52,654 | 63,307 | — | — | 1,937 | 2,309 |
| 製 造 業 | 28,817 | 28,644 | 24,185 | 23,417 | 4,632 | 5,226 | — | — | 200 | 251 |
| 農 業、林 業 | 130 | 159 | 130 | 159 | — | — | — | — | — | — |
| 漁 業 | 22 | 10 | 22 | 10 | — | — | — | — | 22 | 9 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 393 | 283 | 393 | 283 | — | — | — | — | — | — |
| 建 設 業 | 10,428 | 10,379 | 10,128 | 10,079 | 300 | 300 | — | — | 136 | 99 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,167 | 1,838 | 563 | 634 | 600 | 1,200 | — | — | — | — |
| 情 報 通 信 業 | 74 | 232 | 63 | 121 | — | 100 | — | — | — | — |
| 運 輸 業、郵 便 業 | 8,363 | 8,520 | 7,163 | 7,319 | 1,199 | 1,200 | — | — | 61 | 59 |
| 卸 売 業、小 売 業 | 12,804 | 12,935 | 10,895 | 10,727 | 1,908 | 2,207 | — | — | 175 | 250 |
| 金 融・保 険 業 | 72,791 | 67,992 | 6,282 | 10,309 | 14,475 | 16,241 | — | — | — | — |
| 不 動 産 業 | 31,894 | 30,923 | 31,287 | 30,016 | 600 | 900 | — | — | 512 | 781 |
| 各 種 サ ー ビ ス | 18,428 | 18,932 | 18,408 | 18,932 | — | — | — | — | 546 | 475 |
| 国・地方公共団体等 | 37,334 | 47,530 | 16,095 | 15,798 | 21,238 | 31,732 | — | — | — | — |
| 個 人 | 45,556 | 45,745 | 45,556 | 45,745 | — | — | — | — | 283 | 381 |
| そ の 他 | 14,815 | 14,426 | — | — | 7,700 | 4,200 | — | — | — | — |
| 業 種 別 合 計 | 283,021 | 288,557 | 171,177 | 173,559 | 52,654 | 63,307 | — | — | 1,937 | 2,309 |
| 1 年 以 下 | 48,489 | 42,276 | 23,123 | 23,722 | 800 | 1,600 | — | — | | |
| 1 年 超 3 年 以 下 | 28,176 | 29,326 | 10,225 | 10,510 | 9,401 | 11,405 | — | — | | |
| 3 年 超 5 年 以 下 | 32,541 | 27,901 | 16,291 | 16,190 | 11,259 | 8,110 | — | — | | |
| 5 年 超 1 0 年 以 下 | 56,787 | 74,088 | 36,526 | 34,765 | 18,260 | 31,817 | — | — | | |
| 1 0 年 超 | 97,224 | 99,616 | 84,291 | 87,742 | 12,932 | 10,373 | — | — | | |
| 期間の定めのないもの | 19,801 | 15,347 | 718 | 627 | — | — | — | — | | |
| 残 存 期 間 別 合 計 | 283,021 | 288,557 | 171,177 | 173,559 | 52,654 | 63,307 | — | — | | |

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 目的使用 | | その他 | | 25年度 | 26年度 |
| | | | | | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | | |
| 一般貸倒引当金 | 231 | 212 | 212 | 124 | — | — | 231 | 212 | 212 | 124 |
| 個別貸倒引当金 | 1,177 | 1,294 | 1,294 | 1,039 | 250 | 325 | 927 | 969 | 1,294 | 1,039 |
| 合計 | 1,409 | 1,507 | 1,507 | 1,164 | 250 | 325 | 1,158 | 1,182 | 1,507 | 1,164 |

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | | | 貸出金償却 | |
|---------------|---------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|-------|-------|----|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | | | |
| | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 目的使用 | | その他 | | 25年度 | 26年度 | | |
| | | | | | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | | | | |
| 製造業 | 32 | 254 | 254 | 60 | 1 | 201 | 31 | 52 | 254 | 60 | — | 10 |
| 農業、林業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 漁業 | 9 | 6 | 6 | — | 7 | 6 | 1 | — | 6 | — | — | 6 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 145 | 85 | 85 | 42 | 83 | — | 62 | 85 | 85 | 42 | 4 | — |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 23 | 12 | 12 | 11 | 18 | — | 4 | 12 | 12 | 11 | 7 | — |
| 卸売業、小売業 | 21 | 113 | 113 | 62 | 1 | 52 | 19 | 61 | 113 | 62 | 1 | 8 |
| 金融・保険業 | — | — | — | 1 | — | — | — | — | — | 1 | — | — |
| 不動産業 | 539 | 465 | 465 | 541 | 104 | 33 | 434 | 431 | 465 | 541 | 2 | 40 |
| 各種サービス | 262 | 221 | 221 | 213 | 29 | 22 | 233 | 199 | 221 | 213 | 20 | 14 |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | 143 | 135 | 135 | 105 | 4 | 9 | 139 | 126 | 135 | 105 | — | 8 |
| 合計 | 1,177 | 1,294 | 1,294 | 1,039 | 250 | 325 | 927 | 969 | 1,294 | 1,039 | 36 | 89 |

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分(%) | エクスポージャーの額 | | | |
|---------------------|------------|---------|--------|---------|
| | 25年度 | | 26年度 | |
| | 格付有り | 格付無し | 格付有り | 格付無し |
| 0% | — | 55,846 | — | 58,590 |
| 10% | — | 25,043 | — | 26,503 |
| 20% | 1,001 | 69,825 | 1,001 | 64,293 |
| 35% | — | 26,230 | — | 24,418 |
| 50% | 8,921 | 595 | 12,588 | 459 |
| 75% | — | 38,833 | — | 40,167 |
| 100% | 1,205 | 54,929 | 1,405 | 57,847 |
| 150% | — | 256 | — | 427 |
| 250% | — | 331 | — | 353 |
| その他 | — | — | — | 500 |
| 合計 | 11,128 | 271,893 | 14,995 | 273,561 |

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法勘案後のリスクウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入額を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■ バーゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保証 | | クレジット・デリバティブ | |
|-------------------------|-----------|----------|-------|--------|--------|--------------|------|
| | | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | | 4,089 | 4,285 | 15,341 | 13,615 | — | — |
| 1.ソブリン向け | | — | — | 3,817 | 387 | — | — |
| 2.金融機関向け | | — | — | — | — | — | — |
| 3.法人等向け | | 1,497 | 1,856 | 72 | 2,165 | — | — |
| 4.中小企業等・個人向け | | 2,413 | 2,260 | 10,558 | 10,074 | — | — |
| 5.抵当権付住宅ローン | | 44 | 52 | 353 | 313 | — | — |
| 6.不動産取得等事業向け | | 39 | 39 | 88 | 82 | — | — |
| 7.三月以上延滞等 | | 18 | — | 265 | 408 | — | — |

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません。

③ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位: 百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 区 分 | 売買目的有価証券 | | | | その他有価証券で時価のあるもの | | | | | | | | | |
|--------|----------|------|--------------------|------|-----------------|-------|----------|-------|------|------|------|------|------|------|
| | 貸借対照表計上額 | | 当期の損益に 含まれた評価差額 | | 取得原価 (償却原価) | | 貸借対照表計上額 | | 評価差額 | | うち益 | | うち損 | |
| | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 |
| 上場株式等 | — | — | — | — | 548 | 1,331 | 546 | 1,501 | △1 | 170 | 13 | 170 | △14 | — |
| 非上場株式等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | — | — | — | — | 548 | 1,331 | 546 | 1,501 | △1 | 170 | 13 | 170 | △14 | — |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託の裏付け資産として出資等のエクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めています。

(単位: 百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 区 分 | その他有価証券で時価のないもの等 | |
|--------|------------------|------|
| | 貸借対照表計上額 | |
| | 25年度 | 26年度 |
| 上場株式等 | — | — |
| 非上場株式等 | 873 | 853 |
| 合 計 | 873 | 853 |

(注) 非上場株式等には、信金中央金庫出資金及び非上場株式等を計上しております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

ハ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| | 売却額 | | | | | | 株式等償却 | |
|-------------|------|-------|------|------|------|------|-------|------|
| | | | 売却益 | | 売却損 | | 25年度 | 26年度 |
| | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | 25年度 | 26年度 | | |
| 出資等エクスポージャー | 353 | 1,645 | 25 | 79 | — | 0 | — | — |

(7) 金利リスクに関する事項

(単位: 百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 運 用 勘 定 | | | 調 達 勘 定 | | |
|---------------|--------|-------|-------------|--------|------|
| 区 分 | 金利リスク量 | | 区 分 | 金利リスク量 | |
| | 25年度 | 26年度 | | 25年度 | 26年度 |
| 貸 出 金 | 616 | 660 | 定 期 性 預 金 | △133 | △130 |
| 有 価 証 券 等 | 474 | 671 | 要 求 払 預 金 | △135 | △143 |
| 預 け 金 | 70 | 152 | そ の 他 | — | — |
| コ ー ル ロ ー ン 等 | — | — | 調 達 勘 定 合 計 | △268 | △273 |
| そ の 他 | 0 | 0 | | | |
| 運 用 勘 定 合 計 | 1,160 | 1,483 | | | |

| | | |
|------------|-----|-------|
| 銀行勘定の金利リスク | 892 | 1,210 |
|------------|-----|-------|

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響をうけるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。

2. 当金庫では、金利ショックを99パーセントイル金利として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク(1,210百万円) = 運用勘定の金利リスク量(1,483百万円) + 調達勘定の金利リスク量(△273百万円)

■ II. 連結における事業年度の開示事項

該当ありません。

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務施行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

| 区 分 | 支払総額 |
|-------------|------|
| 対象役員に対する報酬等 | 120 |

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は「基本報酬」120百万円、「退職慰労金」は該当ありません。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 平成26年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な事業

預金業務

アイオーしんきんでは、着実な資産づくりをお手伝いするために、安全・確実でお気軽にご利用いただける預金商品を多彩に取り扱っております。また、お客さまのさまざまな貯蓄ニーズや資金運用の多様化にお応えできるように独自の預金商品をご用意しております。

為替業務

送金・振込や手形・小切手などの代金取立業務は、全国の民間金融機関をネットする金融システムによって、スピーディーに処理しております。そのほか年金、給与、株式配当などの受入れも行い、公共性の高いサービスを提供しております。

その他

- ・保険業法による保険募集
- ・日本銀行歳入代理店業務等

融資業務

お客さまの資金ニーズにお応えできる多種の商品をご用意し、スピーディーに対応させていただいております。事業者の皆さまには、資金の安定供給を通じて経営の繁栄と発展をお手伝いいたします。一般個人の皆さまには、住宅ローン、マイカーローンをはじめ、教育ローンやカードローンなどをそそえ、ご要望に即した融資のご提供をしております。

証券業務

国債・投資信託などの窓口販売を行っております。投資信託とは、たくさんのお客さまからお預かりした資金を集めてひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が国内外の株式や債券、不動産等に投資し、その運用成果をお客さまに分配するという仕組みの商品です。

預金業務

| | |
|------------|---|
| スーパードル定期預金 | 1カ月以上5年以下の範囲でご利用いただけます。 金利は、お預け入れ金額300万円未満と300万円以上の2段階に分かれています。 個人の方、法人ともにご利用いただけます。 |
| 期日指定定期預金 | 最長3年。お預け入れ後、1年据え置きますと、1カ月前のご連絡で、全額又は、元金の一部(1万円以上)をお引き出しいただけます。 個人の方のみご利用いただけます。 |
| 大口定期預金 | 1,000万円以上の大口資金の運用に適した利回りの定期預金です。 個人の方、法人ともにご利用いただけます。 |
| 変動金利定期預金 | お預け入れ期間中に6カ月毎のサイクルで利率が見直され、金利が変動します。 個人の方、法人ともにご利用いただけます。 |
| 定期積金 | 事業拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に準備されるのに便利な預金です。 一定期間・一定金額を手軽に積み立てられ、財産作りに役立ちます。 個人の方、法人ともにご利用いただけます。 |
| 財形預金 | 勤務先の財形制度を通じて、有利な財産作りができます。 お給料、ボーナスからの天引き積み立てなので、無理なく積み立てが可能です。 ●財形年金預金………年金資金を貯める預金です。 ●財形住宅預金………住宅資金を貯める預金です。 ※財形年金預金と、財形住宅預金を合算して、元金550万円までお利息が非課税となります。 ●一般財形預金………計画的な財産づくりに適していますが、課税対象となります。 |
| 定期性総合口座 | 一冊の通帳に、普通預金、定期預金、定期積金をセットでき、必要なときには、定期預金(自動継続)または定期積金の掛け込み金額の90%、最高300万円まで、自動的に融資がご利用いただけます。 個人の方のみご利用いただけます。 |
| 普通預金 | 自由に出し入れができ、給与・年金のお受け取り、公共料金の自動支払いをはじめ、キャッシュカードは全国の提携金融機関でご利用いただけます。 |
| 決済用預金 | 無利息ですが、普通預金と同様に、自由に出し入れができ、給与・年金のお受け取り、公共料金の自動支払いをはじめ、キャッシュカードは全国の提携金融機関でご利用いただけます。 預金保険制度による全額保護の対象となる預金です。 |
| 貯蓄預金 | 基準残高を定めた出し入れ自由の預金で、利率は普通預金よりもお得です。 個人の方のみご利用いただけます。 |
| 通知預金 | まとまったお金の短期間の運用に最適です。 個人の方、法人ともにご利用いただけます。 |
| 当座預金 | 会社・商店のお取り引きに、安全で効率的な小切手、手形がご利用いただけます。 預金保険制度による全額保護の対象となる預金です。 |
| 納税準備預金 | 納税資金専用の預金で、利息は普通預金よりも有利で、非課税となります。 個人の方、法人ともにご利用いただけます。 |

融資業務

| 一般のご融資 | |
|--------------------------------|---|
| 割引手形 | 一般商業手形の割引をいたします。 |
| 手形貸付 | 商品仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。 |
| 証書貸付 | 設備資金など長期の資金需要にご利用いただけます。 |
| 当座貸越 | 約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。 |
| 債務保証 | お客さまが第三者に対して負う債務を保証する契約です。 |
| 事業者カードローン | 信用保証協会の保証により、事業資金をカードでご利用いただけるたいへん便利なローンです。保証期間内に、限度額（原則無担保2,000万円）まで反復継続してご利用いただけます。 |
| 各種制度融資 ・群馬県制度融資 ・市町村制度融資 | 「アイオーしんきん」では、群馬県、市町村の有利な制度融資を積極的にお取扱いいたしております。制度融資のお申込みは、お近くの「アイオーしんきん」へぜひどうぞ。 |
| 代理業務 | 住宅金融支援機構、信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫などのご融資のお取扱いは、「アイオーしんきん」窓口をご利用ください。 |
| 各種ローン | |
| 金利選択型住宅ローン | 金利情勢に合わせた最適な金利タイプを選択できます。【3年固定型・5年固定型・10年固定型】 |
| 35年間準固定型住宅ローン | 固定金利の安心と、変動金利の優位性を活かします。 ご融資から完済までの35年間、ご融資利率のうち2.55%は固定金利とし、ご融資する月の1日現在のスーパー定期預金1年もの(300万円未満)の店頭表示金利を加えた金利を適用いたします。 |
| 変動金利型住宅ローン | 金利情勢に応じて半年毎に金利が変動する住宅ローンです。 |
| フリーローン「アシスト」 | お使いみち自由。借換資金や事業性資金にもご利用可能。10万円～300万円まで。期間6カ月以上7年以内。 (株)クレディセゾン(の保証付) |
| 新型フリーローン | お使いみち自由。10万円～300万円まで。期間6カ月以上7年以内。(株)セディナの保証付) |
| フリープラン | お使いみち自由。500万円まで。期間3カ月以上10年以内。(一社)しんきん保証基金の保証付) |
| 職域サポートローン | アイオーしんきん「職域サポート」制度を導入している事業に勤務する従業員専用ローン。 フリープラン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン、カードローンを優遇金利で利用できます。 |
| 教育プラン | 大学等の入学金・授業料・在学中の付帯費用等。500万円まで。期間3カ月以上10年以内。(一社)しんきん保証基金の保証付) |
| カーライフプラン | 自家用車の購入資金。500万円まで。期間3カ月以上10年以内。(一社)しんきん保証基金の保証付) ※エコカー対応のカーライフプラン・エコも取扱中。 |
| リフォームプラン | 住宅のリフォーム資金。最高1,000万円まで。期間3カ月以上15年以内。(一社)しんきん保証基金の保証付) ※環境配慮型関連設備対応のリフォームプラン・エコも取扱中。 |
| エコリフォームローン | 環境配慮型設備の設置資金。(太陽光発電システム、太陽熱利用給湯システム、オール電化システム設置等)500万円まで。期間6カ月以上15年以内。(株)セディナの保証付) |
| カードローン「きゃっする500」 | お使いみち自由。いつでも気軽にキャッシングができる便利なカードです。 限度額10万円～500万円(信金ギャランティ(株)の保証付) |
| 教育カードローン | 入学金・授業料・仕送り資金など、健全な学生生活維持に必要な資金。 限度額100万円、200万円、300万円、500万円の4種類。(株)セディナの保証付) |

※商品ご利用にあたっての留意事項…各種商品につきましては、それぞれの内容や特色などをよくご理解のうえ、お客さまの目的に適した商品をお選びください。また、ローンご利用に際しましては、ご利用残高などに注意して無理のないよう計画的にご利用ください。

証券業務

投資信託の窓口販売業務

投資信託は、株式・債券・不動産などへの投資を1万円程度から始められる身近な投資手段であり、投資の専門家である投資信託会社が複数の投資対象に資金を分散して運用を行います。

当金庫では、多様化するお客さまの資金運用ニーズにお応えするため、運用方針の異なる多数の商品をお取り扱いしています。

その他の業務&サービス

保険商品の窓口販売業務

お客さまの幅広いニーズにお応えしております。

【損害保険商品の窓口販売業務】

「住宅ローン関連長期火災保険」、「傷害保険」のお取り扱いをしています。

【生命保険商品の窓口販売業務】

「個人年金保険」、「終身保険（一時払型）」、「終身保険（平準払型）」、「こども保険」、「がん保険」、「医療保険」のお取り扱いをしています。

| | |
|-----------------------------|---|
| キャッシュサービス | ATM取扱時間 ●平日 8:00~21:00 ●土休日 8:00~20:00 ※鳥之郷支店、店外ATMを除きます。 |
| しんきんゼロネットサービス | 当金庫のキャッシュカードなら、全国どこでも信用金庫でもATM・CDの入出金手数料がかかりません。 |
| デビットカード | 当金庫のキャッシュカードは、そのままデビットカードとしてお買い物のお支払いにご利用できます。 |
| セブン銀行オンライン提携 | 当金庫のカードがセブン-イレブンにあるセブン銀行ATMで原則24時間ご利用できます。 ※但しATMが設置されていない地域・店舗もあります。また利用時間は店舗により異なる場合があります。 |
| ゆうちょ銀行オンライン提携 | ●当金庫のカードが全国のゆうちょ銀行で使えます。 ●ゆうちょ銀行のカードが当金庫のATMで使えます。 |
| Pay-easy（ペイジー） | 公共料金や税金、航空券やクレジット、インターネットショッピングなど様々な料金を、パソコン、携帯電話などから支払うことができる新しいサービスです。（事前の手続きが必要になります） |
| 法人インターネットバンキング | オフィスやご自宅のパソコンで総合振込・給与振込など資金移動が簡単にご利用できます。 （事前の手続きが必要になります） |
| 個人インターネットバンキング | ご自宅のパソコンでお振込や残高照会など簡単にご利用できます。 （事前の手続きが必要になります） |
| WEB定期預金 （インターネット専用定期預金） | 自宅で簡単、便利でお得！携帯からも利用可能！ ※予めインターネットバンキングをご契約いただく必要があります。 |
| しんきん電子記録債権サービス （でんさいネット） | しんきん電子記録債権サービスは、電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。 |
| toto | サッカーくじtotoの当せん金の払い戻しを行っています。 ●本店営業部 ●太田営業部 ●境支店 ●新田支店 ●玉村支店 |
| ATM定期 | キャッシュコーナーで定期預金がお預けできます。 |
| ホームページ公開 | アイオーしんきんに関する情報等を紹介しております。 ぜひご利用ください。ホームページアドレス http://www.io-web.jp |
| インターネットローン受付 | ご家庭のパソコンから直接お申しいただけます。 24時間365日受付。 |

犯罪収益移転防止法について

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化する目的で「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されました。
平成25年4月1日からの改正法の施行に伴い、信用金庫では、口座開設等に際して、従来の本人確認（氏名、住所および生年月日等）に加えて、取引の目的、職業や事業内容等について確認（取引時確認）をさせていただくことになりましたので、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

外国口座税務コンプライアンス法に基づくお取引時のご確認について

米国の外国口座税務コンプライアンス法（以下、「FATCA」といいます）およびFATCAに関する日本と米国との取り決めにより、平成26年7月1日から、お取引時にお客様が米国税法上の納税義務者等に該当されるか否かをご確認させていただくことになりました。
ご確認させていただいた結果、米国税法上の納税義務者等、一定の報告対象に該当された場合には、開設いただいた口座に関する情報を米国内国歳入庁に報告させていただくこととなります。ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

信金中央金庫のご案内



信金中央金庫

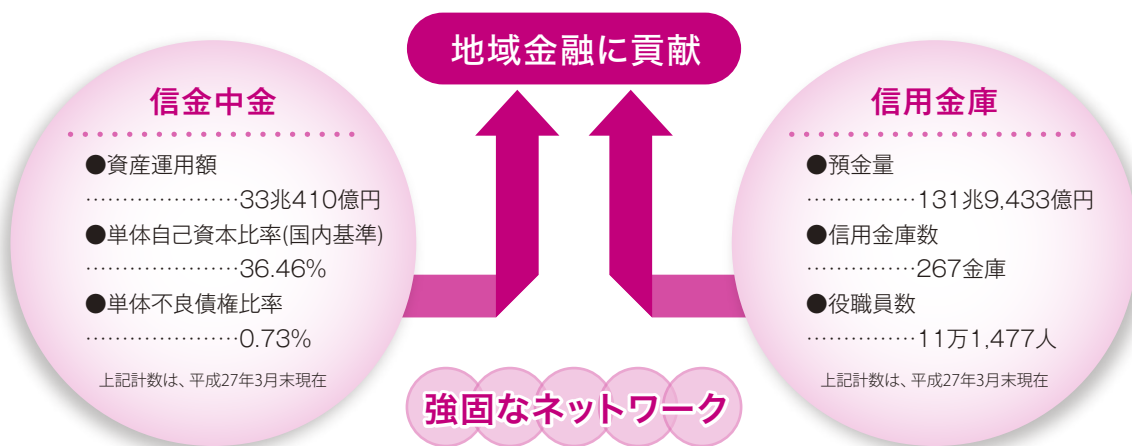
SCB Shinkin Central Bank

～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫の中央金融機関」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、資金調達額は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて31兆2,519億円(平成27年3月末残高)、総資産は33兆2,692億円(同)にのぼっています。

このように、信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



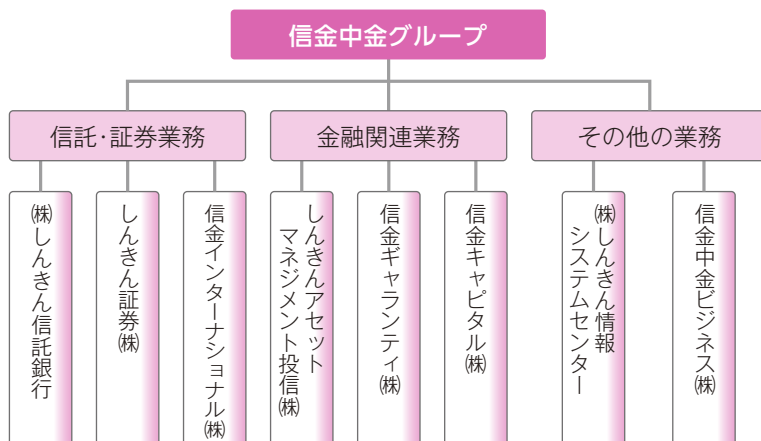
個別金融機関としての役割

- ①総合的な金融サービスを提供する金融機関
預貸金業務、金融債発行業務、為替業務など
- ②わが国有数の機関投資家
総額約33兆円の運用資産を有し、金融証券市場を中心に運用
- ③地域社会に貢献する金融機関
地方公共団体、地元企業、PFI等への直接貸出など

信用金庫の中央金融機関としての役割

- ①信用金庫の業務機能の補完
・信用金庫のネットワークを活用した顧客基盤の拡充支援
・信用金庫との共同による中小企業経営改善支援、地域活性化コンサルティング
・信用金庫顧客の海外進出支援
- ②信用金庫業界の信用力の維持・向上

総合力で地域金融をバックアップ



格付

| 格付機関 | 長期格付 |
|-------------------|------|
| ムーディーズ (Moody's) | A1 |
| スタンダード&プアーズ (S&P) | A+ |
| 格付投資情報センター (R&I) | A+ |
| 日本格付研究所 (JCR) | AA |

平成27年5月末現在

アイオー信用金庫の歩み

- 昭和 3年 1月 21日 ● 産業組合法による有限責任伊勢崎信用組合として創立
● 事務所を群馬県佐波郡伊勢崎町966番地に置く
- 18年 8月 17日 ● 名称を伊勢崎信用組合と改称
- 20年 8月 17日 ● 事務所を伊勢崎市本町70番地に移転
- 26年 10月 30日 ● 信用金庫法施行により組織変更、名称を伊勢崎信用金庫と改称
- 28年 3月 30日 ● 事務所を伊勢崎市新町15番地に移転
5月 11日 ● 境支店を開設
- 42年 7月 13日 ● 本店事務所を伊勢崎市中央町20番17号に移転、新築開店
7月 17日 ● 旧本店事務所所在地に大手町支店開設
- 47年 3月 14日 ● 東支店開設
8月 末 ● 預金積金額100億円となる
- 50年 5月 8日 ● 宮郷支店開設
12月 25日 ● 日本銀行との当座預金取引開始
- 51年 11月 25日 ● 日本銀行歳入代理店として指定される
- 53年 11月 8日 ● 北支店開設
- 54年 10月 1日 ● 伊勢崎市民病院派出所開設
- 55年 9月 1日 ● 群馬中央手形交換所へ準社員銀行として直接加盟
- 56年 12月 末 ● 預金積金額500億円となる
- 57年 3月 1日 ● 東支店をうえはす支店と改称
3月 17日 ● 茂呂支店開設
4月 8日 ● あずま支店開設
10月 22日 ● 両替商業取扱い開始
12月 15日 ● 名和支店開設
- 58年 10月 1日 ● 証券業取扱い認可
- 59年 3月 30日 ● 前橋支店開設
6月 1日 ● 日本銀行国債代理店として指定
- 60年 2月 1日 ● 赤堀支店開設
- 61年 12月 2日 ● 瀧名支店開設
- 62年 11月 24日 ● 伊勢崎市民病院内に店外ATM設置(伊勢崎市民病院出張所)
- 平成 元年 10月 31日 ● 羽黒支店開設
12月 28日 ● 預金積金額1,000億円達成
- 3年 12月 4日 ● 豊受支店開設
- 5年 4月 12日 ● けぞうじ支店開設
12月 13日 ● 新田支店開設
- 6年 7月 29日 ● 貸出金額1,000億円達成
- 7年 11月 13日 ● 玉村支店開設
- 8年 3月 25日 ● マイホームプラザ支店開設
11月 30日 ● 預金積金額1,500億円となる
- 10年 4月 27日 ● TBSハウジング支店開設
11月 6日 ● 店外ATM設置(アピタ伊勢崎東店出張所)
- 12年 4月 26日 ● TBSハウジング太田支店開設
10月 1日 ● TBSハウジング支店で日曜営業開始
12月 14日 ● 店外ATM設置(西友楽市伊勢崎茂呂出張所)
- 13年 3月 4日 ● TBSハウジング太田支店で日曜営業開始

- 4月 1日 ● 保険(損害保険)窓販を開始
- 4月 27日 ● 郵貯とのATM相互接続の取扱いを開始
- 14年 1月 4日 ● 太田信用金庫と合併し伊勢崎太田信用金庫に名称変更、合計28店舗に
- 4月 6日 ● TBSハウジング支店・TBSハウジング太田支店で土曜営業開始
- 10月 1日 ● 保険(生命保険)窓販を開始
- 11月 6日 ● 高林支店改築オープン
- 11月 21日 ● 合併記念講演会を開催
- 16年 3月 3日 ● 店外ATM設置(ベルク伊勢崎美茂呂店出張所)
4月 1日 ● 本町支店改装オープン
- 17年 1月 4日 ● アイオー信用金庫に名称変更
4月 1日 ● 個人情報保護方針及び個人情報保護基本規程を制定
5月 9日 ● 蕪川支店リニューアルオープン
- 11月 18日 ● けぞうじ支店を北支店に統合
- 12月 2日 ● 大泉支店・岩瀬川支店を太田営業部に統合
- 12月 5日 ● 太田営業部を新築移転
- 18年 4月 3日 ● 投資信託窓販業務の取扱い開始
5月 8日 ● うえはす支店リニューアルオープン
- 11月 20日 ● 羽黒支店を茂呂支店に統合(新築移転)
- 19年 9月 20日 ● 法人インターネットバンキング開始
10月 1日 ● TBSハウジング太田支店を城西支店に名称変更
12月 28日 ● 個人インターネットバンキング開始
- 20年 2月 12日 ● マイホームプラザ支店をあずま支店に統合
9月 3日 ● 伊勢崎商工会議所、信金中金及び当金庫が伊勢崎市中心市街地活性化支援に関する覚書締結
11月 18日 ● 店外ATM設置(スマーク伊勢崎出張所)
- 21年 5月 7日 ● 本部事務センター棟完成稼働
11月 16日 ● 本町支店を太田営業部に統合
● 尾島支店を高林支店に統合
- 12月 4日 ● 金融円滑化相談窓口設置
- 22年 5月 17日 ● バーコード入力による「公共料金等の窓口収納サービス」開始
- 23年 2月 2日 ● 本店のATMコーナーに目のご不自由な方向け誘導音声ガイダンス及び誘導マット設置
3月 14日 ● 東日本大震災による「各種相談窓口」設置
- 24年 2月 6日 ● 本店営業部リニューアルオープン
10月 1日 ● 伊勢崎警察署と地域安全情報の提供に関する協定を締結
11月 5日 ● 「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関として認定
- 12月 3日 ● 店外ATM設置(伊勢崎市役所出張所)
- 12月 17日 ● 店外ATM設置(ベシア尾島店出張所)
- 25年 2月 18日 ● でんさいネットサービス開始
7月 1日 ● 店外ATM設置(伊勢崎福島病院出張所)
9月 2日 ● 「NISA口座(少額投資非課税制度)」取扱い開始
- 26年 4月 1日 ● 地域再発見通帳取扱い開始(華蔵寺公園大観覧車デザイン)



| | | |
|------------|-------------------|---|
| 本店 | 伊勢崎市中央町20-17 | TEL. 0270-23-1111 (本店営業部) TEL. 0270-30-5000 (本部) |
| 大手町支店 | 伊勢崎市大手町12-20 | TEL. 0270-24-7551 |
| 境支店 | 伊勢崎市境764-4 | TEL. 0270-74-1055 |
| うえはす支店 | 伊勢崎市上諏訪町2111-16 | TEL. 0270-24-4567 |
| 宮郷支店 | 伊勢崎市連取町3039-3 | TEL. 0270-23-0123 |
| 北支店 | 伊勢崎市太田町909-4 | TEL. 0270-23-3300 |
| 茂呂支店 | 伊勢崎市茂呂町二丁目2929-1 | TEL. 0270-24-0300 |
| あずま支店 | 伊勢崎市東町2612-1 | TEL. 0270-62-6411 |
| 名和支店 | 伊勢崎市堀口町315-1 | TEL. 0270-32-4811 |
| 前橋支店 | 前橋市文京町一丁目41-14 | TEL. 027-221-3838 |
| 赤堀支店 | 伊勢崎市市場町二丁目890 | TEL. 0270-63-1311 |
| 淵名支店 | 伊勢崎市境上淵名1091-2 | TEL. 0270-76-1111 |
| 豊受支店 | 伊勢崎市富塚町252-7 | TEL. 0270-31-1111 |
| 新田支店 | 太田市新田市野井町42-1 | TEL. 0276-57-3200 |
| 玉村支店 | 佐波郡玉村町大字上茂木132-22 | TEL. 0270-64-4111 |
| TBSハウジング支店 | 伊勢崎市宮子町3600-1 | TEL. 0270-22-0001 |
| 城西支店 | 太田市藤阿久町915-4 | TEL. 0276-32-8000 |
| 鳥之郷支店 | 太田市鳥山下町876-7 | TEL. 0276-22-7311 |
| 太田営業部 | 太田市新井町328-2 | TEL. 0276-45-7551 |
| 高林支店 | 太田市高林東町1790-2 | TEL. 0276-38-0300 |
| 萠川支店 | 太田市台之郷町1034-3 | TEL. 0276-45-8211 |

アイオー信用金庫

〒372-8666 群馬県伊勢崎市中央町20番17号
TEL: 0270-30-5000(代) FAX: 0270-24-4477

<http://www.io-web.jp>

発行日: 平成27年7月 発行・編集: アイオー信用金庫 経営企画部

